

平成 27 年

# 宝達志水町議会会議録

第 1 回定例会

平成27年 3 月 6 日 開会

平成27年 3 月16日 閉会

宝達志水町議会

## 本定例会に付議された議案件名

- 議案第1号 平成27年度宝達志水町一般会計予算
- 議案第2号 平成27年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算
- 議案第3号 平成27年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第4号 平成27年度宝達志水町介護保険特別会計予算
- 議案第5号 平成27年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算
- 議案第6号 平成27年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 議案第7号 平成27年度宝達志水町水道事業会計予算
- 議案第8号 平成27年度宝達志水町下水道事業会計予算
- 議案第9号 平成27年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計予算
- 議案第10号 平成26年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）
- 議案第11号 平成26年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 議案第12号 平成26年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第13号 平成26年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 議案第14号 平成26年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第3号）
- 議案第15号 平成26年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第16号 平成26年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第17号 平成26年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第18号 平成26年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第4号）
- 議案第19号 宝達志水町若者等定住バックアップ条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 宝達志水町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
- 議案第21号 宝達志水町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について
- 議案第22号 宝達志水町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例について

- 議案第23号 宝達志水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 宝達志水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 宝達志水町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第26号 宝達志水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
- 議案第27号 宝達志水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 議案第28号 宝達志水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 議案第29号 宝達志水町保育の実施に関する条例を廃止する条例について
- 議案第30号 宝達志水町保育所条例の一部を改正する条例について
- 議案第31号 宝達志水町保育所保育料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第32号 宝達志水町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 議案第33号 宝達志水町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第35号 宝達志水町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について
- 議案第36号 宝達志水町小学校及び保育所統廃合検討委員会条例について
- 議案第37号 宝達志水町体育施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第39号 町道路線の認定について
- 報告第1号 専決処分の報告について
- 専決第11号 平成26年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）
- 発議第1号 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 発議第2号 宝達志水町議会委員会条例の一部を改正する条例について

平成27年3月6日（金曜日）

◎出席議員

2 番	寶 達 典 久	8 番	北 本 俊 一
3 番	久 保 喜 六	9 番	金 田 之 治
4 番	土 上 猛	10 番	小 島 昌 治
5 番	柴 田 捷	11 番	北 信 幸
6 番	林 一 郎	12 番	近 岡 義 治
7 番	守 田 幸 則		

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	岡 田 正 人
主 任	燕 啓 介

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	津 田 達
副 町 長	中 谷 浩 之
教 育 長	勝 二 信 隆
総 務 課 長	米 谷 勇 喜
危 機 管 理 室 長	越 野 好 則
情 報 推 進 課 長	松 原 富 美 男
財 政 課 長	松 浦 敏 昭
企 画 振 興 課 長	近 岡 和 良
企 画 振 興 課 長 (総 合 計 画 担 当)	松 栄 忍
住 民 課 長	村 井 一 隆

税 務 課 長	村 井 康 志
健康福祉課長	村 井 仁 志
こども家庭室長	藤 井 弥 生
農林水産課長	一 家 剛
地域整備課長	谷 川 弘 一
学校教育課長	中 村 努
学校教育課長 (管理指導担当)	荒 井 一 彦
生涯学習課長	安 達 大 治
文化財室長	村 井 伸 行
会 計 課 長	定 免 敏 彦
志雄病院事務局長	高 畠 信 夫

#### ◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 杉本久実男議員逝去に対する追悼演説
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 議案第1号 平成27年度宝達志水町一般会計予算
- 日程第6 議案第2号 平成27年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算
- 日程第7 議案第3号 平成27年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第8 議案第4号 平成27年度宝達志水町介護保険特別会計予算
- 日程第9 議案第5号 平成27年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算
- 日程第10 議案第6号 平成27年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 日程第11 議案第7号 平成27年度宝達志水町水道事業会計予算
- 日程第12 議案第8号 平成27年度宝達志水町下水道事業会計予算
- 日程第13 議案第9号 平成27年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計予算
- 日程第14 議案第10号 平成26年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）

- 日程第15 議案第11号 平成26年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算  
(第5号)
- 日程第16 議案第12号 平成26年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予  
算(第2号)
- 日程第17 議案第13号 平成26年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算(第  
5号)
- 日程第18 議案第14号 平成26年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会  
計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第15号 平成26年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補  
正予算(第2号)
- 日程第20 議案第16号 平成26年度宝達志水町水道事業会計補正予算(第3  
号)
- 日程第21 議案第17号 平成26年度宝達志水町下水道事業会計補正予算(第3  
号)
- 日程第22 議案第18号 平成26年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計  
補正予算(第4号)
- 日程第23 議案第19号 宝達志水町若者等定住バックアップ条例の一部を改正  
する条例について
- 日程第24 議案第20号 宝達志水町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営  
並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効  
果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
- 日程第25 議案第21号 宝達志水町地域包括支援センターの包括的支援事業の  
実施に関する基準を定める条例について
- 日程第26 議案第22号 宝達志水町指定地域密着型サービス事業者等の指定に  
関し必要な事項を定める条例について
- 日程第27 議案第23号 宝達志水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の  
人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サ  
ービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例につい  
て

- 日程第28 議案第24号 宝達志水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第25号 宝達志水町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第26号 宝達志水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
- 日程第31 議案第27号 宝達志水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第32 議案第28号 宝達志水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第33 議案第29号 宝達志水町保育の実施に関する条例を廃止する条例について
- 日程第34 議案第30号 宝達志水町保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第31号 宝達志水町保育所保育料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第32号 宝達志水町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第33号 宝達志水町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議案第34号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第39 議案第35号 宝達志水町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について
- 日程第40 議案第36号 宝達志水町小学校及び保育所統廃合検討委員会条例について
- 日程第41 議案第37号 宝達志水町体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第42 議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

- 日程第43 議案第39号 町道路線の認定について
- 日程第44 報告第1号 専決処分の報告について  
専決第11号 平成26年度宝達志水町一般会計補正予算  
(第6号)
- 日程第45 発議第1号 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用  
弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第46 発議第2号 宝達志水町議会委員会条例の一部を改正する条例につ  
いて
- 日程第47 議案に対する質疑
- 日程第48 町政一般についての質問
- 日程第49 議会改革特別委員の選任
- 日程第50 議案の委員会付託



◎開会・開議

○議長（林 一郎君） ただいまから平成27年第1回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（林 一郎君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第127条の規定によって、7番 守田幸則君、5番 柴田 捷君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（林 一郎君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの11日間にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から3月16日までの11日間に決定いたしました。

◎報 告

○議長（林 一郎君） 報告を申し上げます。杉本久実男議員におかれましては、去る平成27年1月12日御逝去されましたので、御報告申し上げます。

◎杉本久実男議員逝去に対する追悼演説

○議長（林 一郎君） 日程第3 故杉本久実男議員の逝去を悼み、弔意を表すため、追悼演説を行います。

8番 北本俊一君。

〔8番 北本俊一君 登壇〕

○8番（北本俊一君） 追悼の言葉。

ここに、在りし日の故杉本久実男議員をしのび、議員を代表して哀悼の誠を捧げさせていただきます。

今、あなたの議席を見ると、一輪の花が飾ってあるだけであります。改めて悲しみと寂しさを痛感しているわけでございます。そして、今定例会においてまさか追悼の言葉を述べるとは、夢にも思わなかったことであります。

君との出会いは、高校が同じで、2年のときに同級生でありました。高校時代は余り話すことも少なかったように思います。37年ぶりに再会したのは、子どもの家の運動場に芝生を植えるときに再会のときでありました。富山の農業大学まで芝生を取りに行き、その後、子どもたちと一緒に芝生を植えました。そのときに君は子どもに対していろんな言葉使いや思いやり、いや、偉大な人だなと感じました。

その後、君は議員に立候補し、見事立派に当選をなされました。議員時代は、定例会ごとに多くの一般質問を質問いたしました。地域の代表として、そして子どものために、町の活性化のために、立派に使命を成し遂げました。そしてまた、多くの要職も歴任しております。地域の消防の副分団長、そしてスポーツの推進委員、そして交通安全協会の理事と、多くの職責を全うされました。そういう君がこういう病に伏して亡くなるとは、非常に寂しい、悲しい思いでいっぱいであります。そして、スポーツの推進委員のときには、柔道の子どもらを立派に育て上げました。そのあなたの足跡は、必ずや長く後世に語り継がれるものと信じております。志半ばで亡くなられたあなたの遺志を受け継ぎ、私たちも議会人として宝達志水町の発展のために、なお一層精進する決意を固くするものであります。

そして、君とはよく酒を飲みました。定例会ごとに必ず最後まで付き合いをしてくれました。2次会、3次会と、本当は早く家へ帰りたいのに、最後まで私に付き合いをしてくれました。非常に心の偉大さ、優しさ、思いやりを感じました。ありがとうございます。

終わりに、君に敬意と感謝を表し、永遠の別れを惜しみ、心から御冥福をお祈り申し上げまして、追悼の言葉といたします。いろいろとありがとうございました。

○議長（林 一郎君） 故杉本久実男議員の御冥福をお祈りし、謹んで黙禱を捧げたいと思います。皆さん、その場で御起立願います。

黙禱。

[黙 禱]

○議長（林 一郎君） お直りください。御着席願います。

議事都合により暫時休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時20分再開

○議長（林 一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎諸般の報告

○議長（林 一郎君） 次に、日程第4 諸般の報告を行います。

まず、教育委員会から宝達志水町教育振興基本計画の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から、平成26年11月分、12月分及び平成27年1月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職・氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。

先ほどの休憩中に総務産業建設常任委員会が開催され、欠員となっている副委員長が互選されましたので、御報告いたします。

総務産業建設常任委員会副委員長 小島昌治君。

以上のとおりでございます。

これで諸般の報告を終わります。

### ◎提出議案の上程・説明

○議長（林 一郎君） これより、本日提出のありました議案第1号 平成27年度宝達志水町一般会計予算から発議第2号 宝達志水町議会委員会条例の一部を改正する条例についてまでを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

[町長 津田 達君 登壇]

○町長（津田 達君） 本日ここに、平成27年第1回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。

まず、去る1月12日、杉本久実男議員が急逝されたことにつきましては、心より哀悼の意を表するものであります。

杉本議員は、平成25年3月、宝達志水町議会議員に当選され、町の発展に尽くされました。今後の議会を担うべく、1月の町議会臨時会においては、総務産業建設常任副委員長に就任されたところであり、まだ58歳という、人生最も盛んにして余りにも早過ぎる御逝去に、残念極まりない思いであります。ここに、これまで町政発展のために御尽力されたことに対し、この場をお借りして感謝を申し上げますとともに、心から御冥福をお祈り申し上げます次第であります。

それでは、議案の説明に先立ちまして、町政運営について所信の一端、町政を取り巻く諸情勢について申し述べますとともに、今議会に提案いたしました平成27年度当初予算並びにその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

さて、平成26年度も、早いもので、あと残すところ20日余りとなりました。合併して丸10年経過し、私にとりましても、2期目のかじ取りの榮譽をいただき、丸2年が経過したところでもあります。この皆様からの信頼と御期待に応えるため、決意を新たにするとともに、我がふるさとと胸を張れるまちづくりの実現のため、誠心誠意取り組んできたところであり、また、財政の健全化に主眼を置きながら、町民生活の安心・安全と福祉の向上のため、町政運営に全力で取り組んでまいりました。

本町の財政状況は、健全化判断指標の一つである実質公債費比率については、平成26年度決算では、起債許可の目安であります18%を下回る見込みであります。これも、これまでの町民の皆様の大なる御支援と議員各位の御理解、御協力によるものであります。

また、行財政改革の推進により、着実に構造的な改善が進んでおりますが、今後も「集中と選択」を旨とした財政運営を基本に、大型事業である志雄病院移転新築事業の遂行もしっかりと視野に入れ、効率的で将来にわたり持続可能な行政運営の実現に努めてまいりたいと存じます。

先日、3月1日に宝達志水町合併10周年記念式典を執り行ったところでもあります。これまで10年間の町政運営に対しまして御指導や御支援をいただきました議会の皆様や各種団体の皆様、そして町民の皆様からの御理解と御協力に感謝申し上げます次第であります。

式典でも申し述べさせていただきましたが、合併10周年という節目の日は、記念すべき日であるとともに、次の節目のスタートラインに立つ日でもあります。最初の10年を一区切りとして、今、私たちの目前には、「次なる10年先20年先の課題」が待ち受けておりま

す。

少子高齢化・人口減少への対応、産業振興、雇用の確保、社会基盤の整備、行財政改革の一層の推進などなど、課題は山積しています。しかしながら、町民一丸となってこれらの課題に取り組むならば、必ず道は開けるものと確信しております。

この合併10周年の年に、本町まちづくり計画の最重要課題の一つであります統合中学校「宝達中学校」が開校を迎えます。将来を担う子どもたちが学業に専念できる環境を整えることが私たちの使命であり、宝達中学校から巣立った子どもたちが大きく成長し、本町の未来を築いていただくよう、今後の本町発展に向け、さらなる向上のための1年となるよう取り組んでまいりますので、御支援、御協力をお願い申し上げます。

次に、地方創生について申し上げます。

昨年12月27日に、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び、これを実現するため、今後5カ年の目標や施策や基本的な方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」がまとめられ、閣議決定されました。総合戦略においては、人口減少と地域経済縮小の悪循環というリスクを克服する観点から、東京一極集中を是正する、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、地域の特性に即して地域課題を解決するという基本的な視点のもと、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立により、活力ある日本社会の維持を目指すこととされております。

このため、しごと・ひとの好循環として、次の4つの目標に対応する施策が提示されております。

まず1点目、「地方における安定的な雇用を創出すること」については、2020年までの5年間で、地方での若者雇用30万人分創出などによることとしております。

2点目は、「地方への新しいひとの流れをつくる」については、現状、東京圏に10万人の転入超過があるのに対しまして、これを2020年までに均衡させるための地方移住や企業の地方立地の促進をすることとしております。

3点目は、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」については、若い世代の経済的安定や働き方改革、結婚・妊娠・出産・子育てについての切れ目のない支援などを図ることとしております。

4点目は、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」については、支える「まち」の活性化として、中山間地域など、地方都市、大

都市圏それぞれの地域の特性に応じた地域づくりなどを進めることとしております。

地方創生は、地方が自ら考え、責任を持って戦略を推進する観点から、今後、地方公共団体において、国の長期ビジョンと総合戦略を勘案して、地域の特性を踏まえた「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を策定しなければなりません。

「縦割り」や「重複」を排除し、行政だけでなく、地域で実際に取り組みを進めている産・官・学・金・労（産業界・行政・大学・金融機関・労働団体）や住民代表も含めた多様な主体が参画して、自らのこととして策定、検証していくことが重要となります。

石川県においては、国の地方創生の取り組みに呼応した県の総合戦略について、今年秋ごろに中間の取りまとめを行い、平成27年度中の本格実施を目指す考えを示しております。

本町においても、県の総合戦略を勘案し、人口の現状と将来の姿を示す「人口長期ビジョン」を策定し、人口減少を食い止めるため、将来にわたって活力あるまちづくりを実現するため、国、県と連携し、地域の実情に応じた総合戦略、「宝達志水町版総合戦略」を策定することとしております。あと8日と迫りました北陸新幹線金沢開業も絶好の契機と捉え、今後策定します「宝達志水町版総合戦略」が、新しい行政運営のスタートとして今後の地域づくりの方向性を示すものと考えております。

続きまして、平成27年度当初予算の概要について申し上げます。

我が国経済は、持続可能な経済の好循環に向けた各種政策、いわゆるアベノミクス「三本の矢」の効果もあり、都市圏のみならず地方圏にも景気回復が浸透しつつあるものと言われておりますが、本町においては、まだ景気回復を十分に実感できる状況とは言えず、歳入面においては、人口減少や高齢化の進展などの要素も加わり、町税収入の増加の兆しはなかなか見えない状況にあります。

さらには、合併による算定替えの特例期間の終了に伴い、地方交付税が段階的に縮減され、平成32年には現在より約3億円の減額が見込まれており、また、あわせて算定される臨時財政対策債は抑制され、一般財源確保がますます難しい状況となっております。

また歳出面では、医療、福祉、介護など社会保障関係経費の増大は避けられない中で、公共施設の老朽化に伴う維持補修経費の増嵩、毎年増大化していく企業会計などへの繰出基準を超えた繰出金は、一般会計を大きく圧迫することは言うまでもなく、予算編成が年々困難になり、今後の財政運営は極めて厳しい状況に向かうものと考えております。

本町ではこれまでも、職員の削減、地方債の繰上償還等の行財政改革を積極的に推進し、成果を上げてまいりましたが、町政を取り巻く環境の変化や厳しい財政状況に対応するた

め、引き続き、財政健全化を最優先課題として掲げ、これまで以上の行財政改革を断行し、財源を捻出していかなければならないと考えております。

また、合併後の最重点事業であった宝達中学校が間もなく完成を迎えることとなりますが、近代的な施設となった反面、維持管理費が増大することや、スクールバス運行や志雄中学校の解体も行わなければならないことから、多額の費用が必要となっております。

さらに、合併から10年を迎え、第1次総合計画の終期を控える中、地域創生・人口減少対策を盛り込んだ地方版総合戦略の策定と、これに伴った事業の展開も必要となってくることから、これらの財源確保も必要となってきます。

こうした中、平成27年度予算は、地方財政計画を踏まえつつ、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を受けて取りまとめられた国の補正予算による地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、地方創生・人口減少対策に取り組んでいくほか、子育て・福祉・教育施策の充実、防災・減災対策の強化など、限られた財源の中でこれら諸施策に取り組むべく、予算編成を行ったところであります。

その結果、町の会計別予算規模は、一般会計は71億2,700万円となり、国民健康保険や介護保険などの5つの特別会計は合わせて39億2,866万円となりました。また、下水道事業など3つの公営企業会計を合わせた予算の総額は、前年比13.8%減の143億2,665万2,000円となりました。

それでは、今定例会に提出いたします議案第1号から議案第9号までの平成27年度予算に関する議案9件について及び当初予算に盛り込みました主要な施策について、第1次宝達志水町総合計画基本構想の体系別に従い、順次御説明いたします。

第1点目として、「総合的なまちづくりの推進について」であります。

町民と行政とが一体となり、地域づくりを推進していく体制を構築していく上で、広報紙やケーブルテレビ番組の充実等を図るほか、リニューアルしたホームページを最大限に活用するとともに、広く町民の意見、提言等に対し耳を傾け、広聴活動を引き続き実施するものであります。

今日、最も重要な問題として取り組まなければならないことは、人口減少対策であります。町の将来展望を示す「人口長期ビジョン」と、これを実現するための今後の5カ年の目標、施策の基本的方向性や具体的な施策を提示する「宝達志水町版総合戦略」の計画策定に取り組むものであります。

第2点目は、「生活環境の整備」についてであります。

高齢者など交通弱者と言われる方々の日常生活上の移動手手段の確保をするとともに、公共交通空白地帯の解消策として、デマンドタクシーの運行を引き続き運行委託してまいります。新たに羽咋市の一部まで運行区域を拡大するなど、利用者の利便性向上を図ってまいります。また、新年度は、宝達中学校スクールバスの空き時間を有効活用し、町内3コースでコミュニティバスの試験運行をいたします。

衛生環境の充実策としては、これまでどおり廃棄物の減量化を推進するとともに、羽咋郡市広域圏事務組合で検討しておりました新規埋立処分場が着工の運びとなり、これに対する分担金を措置したところであります。

防災・消防体制の充実については、災害時に一斉・効率的に情報伝達できる防災行政無線の維持管理を強化し、いざという場合に備えるとともに、新たな情報伝達手段として、登録メールに対し防災情報等を配信するシステムを導入し、情報伝達手段の多様化を図ってまいります。

また、自主防災組織につきましても、今年度末には14組織になる見込みであり、各集落で防災への取り組み意識が年々高まっていることから、防災士の育成や自主防災組織への活動経費の助成など、地域の防災力の向上を図り、地域住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを目指すものであります。

第3点目として、「保健・医療・福祉の充実」についてであります。

少子高齢化が著しい状況の本町においても、最も重要な施策であり、子どもから高齢者まで全ての町民が健康で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

まず、健康づくりの推進について、増え続けるがんの早期発見、早期治療を目指すため、一定の年齢に達した方に対し、大腸がん検診に加え、子宮頸がん、乳がんの検診無料クーポン券を配布するほか、新規に40歳以上の肝炎検査未受診者に対する検査費用の助成を行います。

また、予防接種では、任意接種である子どもインフルエンザ予防接種、乳児のロタウイルスワクチンなどへの助成も行っております。高齢者の予防接種では、定期接種であるインフルエンザ予防接種に加え、65歳以上の5歳刻みの年齢の方を対象に、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成を行い、住民の健康の保持・増進を図ってまいります。

医療・救急体制の充実としましては、昨年度から継続して取り組んでいる志雄病院の実施設計の変更設計が完了する予定であり、建設に向けて大きく前進することとなります。

押水クリニックについては、半日体制として、地域のかかりつけ医としての運営を行っ



てまいります。

高齢者福祉の充実としては、地域包括支援センターを中心として、総合的な相談体制の充実を図り、在宅での自立生活や、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の実情に応じた支援を行うほか、地域の医療・介護関係者の協力のもと、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供するための体制づくりを推進してまいります。

介護保険制度につきましては、介護や支援が必要な高齢者が、心身の状況に応じた適正なサービスを受けられるよう、介護サービスの充実と質の向上を図ってまいります。

障害者福祉の充実については、障害者とその家族が自信と生きがいを持ち、地域社会で生活できるよう、自立支援事業を実施し、良質な障害福祉サービスを提供してまいります。

子育て支援策としては、18歳まで拡充した医療費の助成について、医師会や医療機関等との調整を図り、完全窓口無料化とし、より一層、子育て支援を行ってまいります。また、子育て応援券は、利用できる医療機関を拡大し、継続して発行するほか、不妊・不育治療費の一部などを助成してまいります。

4月からスタートする子ども・子育て支援新制度における保育料の設定については、保育内容のさらなる充実を図っていくため、国が定める上限額の範囲内において見直すことといたします。

なお、本町独自の取り組みとして、少子化対策及び多子世帯の負担軽減対策として、同時入所の第2子保育料を無料とするなど、今後とも、子どもを安心して産み育てることができるよう、子育て支援の充実に取り組んでまいります。

第4点目として、「教育・文化・スポーツの充実」についてであります。

学校教育の充実では、本町の児童・生徒が、意欲に満ち、基礎的、基本的な能力を培いながら、自ら学び、自ら考え、心身ともに健やかに生きる力を育むことができるよう、よりきめ細かな確かな人材の確保と教育環境の整備を行ってまいりたいと考えております。

小学校の施設整備といたしましては、学校施設の安全性の確保や衛生上の観点から、屋内運動場のつり天井改修工事等に着手いたします。また、4月開校の宝達中学校では、学校図書室の活性化のため、学校司書を配置し、一般開放にも対応した体制のもと、生徒の読書活動や地域住民への読書環境を整えてまいりたいと考えております。

また、今般、少子化に伴う学校の小規模化がさらに進むことが予想される中、文部科学省において、小中学校の統廃合に関する手引案が公表されたところであります。本町においても、子どもの数が減少していく中で、子どもたちの教育及び保育環境をよりよいもの

とするため、地域や保護者等の代表者から成る「宝達志水町小学校及び保育所統廃合検討委員会」を設置し、保育所や小学校の統廃合の検討を進めてまいりたいと考えております。

歴史・文化遺産の継承では、町指定文化財の案内看板を設置するほか、本町の重要な史跡である「末森城跡」登山道の一部修復し、景観の保全を図ってまいります。

また、3月末で閉館する押水図書館の有効活用策として、貴重な歴史的財産である埋蔵文化財の適切な保存・展示施設への整備検討を進めてまいりたいと考えております。

国際交流の推進では、昨年8月に再開したオーストラリア・ヌーサ市との青少年海外交流事業を継続するとともに、ヌーサ市からの受け入れなど、多文化共生の取り組みを推進し、青少年の国際感覚を養い、国際化に対応できる人材の育成を図ってまいります。

第5点目として、「産業の振興」についてであります。

農業の振興につきましては、生産活動はもちろんのこと、世界農業遺産に登録された4市5町と協力し、能登の里山里海の保全及び交流人口の拡大など、地域の振興を図ってまいりたいと考えております。

圃場整備事業及び老朽ため池整備事業は、引き続き所要の事業費を確保するほか、耐震性が低い、地震での危険度が高いと判定されたため池の耐震点検を実施し、災害の未然防止に努めてまいります。

有害鳥獣対策事業においては、農産物の被害防止策として、引き続き、イノシシの捕獲奨励金を交付するほか、新たに、有害獣駆除を行うため取得する狩猟免許の費用の一部を助成し、農業環境の保全を図るものであります。

商業の振興では、国の補正予算による地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、地域における消費を喚起し、地域経済の活性化を図っていくものであります。具体的には、プレミアム率20%の地域商品券を発行するほか、現存する旧町商工2団体のポイントカード等を統一した共通のポイントカードとして新規導入をいたします。また、この統一カードに付加価値を高めるため、ポイント加算されるコミュニティ機能を付与することにより、利用価値の拡大や地域住民の利便性を図っていくものであります。

観光の振興では、町観光協会と連携し、本町の知名度アップや、本町が持つ観光資源を広く紹介し、誘客につなげるための効果的な観光情報の発信に取り組んでまいります。

宝達山整備事業では、町が策定した宝達山整備計画と、県が整備予定の寄り道パーキング事業と調整しながら、財政状況も見極めながら順次整備してまいりたいと考えております。

ふるさと振興事業については、オムライスの郷プロジェクト事業による地域経済の活性化や、住民がさまざまな趣向を凝らした特産品の開発に対する助成を行うほか、人口減少していく中、町の活性化として、地域おこし協力隊を受け入れ、地域力の維持強化を図ってまいりたいと考えております。

また、合併して10年が経過し、未来に向けた節目の年であり、新たなスタートを切る年であることから、地域の伝統的な踊りやサマースポーツ祭など、一体化した町民総踊り事業を開催し、さらなる地域住民の一体感の醸成及び相互の融和の促進を図っていくものであります。

第6点目として、「都市基盤の整備」についてであります。

幹線道路、生活道路の整備について、引き続き、社会資本整備総合交付金を活用し事業を実施するほか、今後、橋梁等の道路構造物が老朽化していくことを踏まえ、道路法に基づく予防、保全等、道路の点検を計画的に実施してまいります。

上水道事業では、配水管の布設替えや鉛製給水管の布設替えに加え、配水施設の計画的な更新を実施し、水道水の安定供給に努めます。

下水道事業においては、引き続き、樋川処理区である出浜地区において管渠布設工事を実施するほか、下水道と浄化槽を併用する整備手法の見直しや、汚水処理施設の統廃合の検討など、整備及び維持管理についての抜本的な見直しに取り組むものであります。

第7点目として、「行財政改革の積極的な推進」についてであります。

行財政改革につきましては、平成28年度から5カ年の計画となる「第3次行財政改革大綱」を策定することとしており、新たな目標を掲げ、引き続き、持続可能な行財政基盤の確立に向け、推進してまいりたいと考えております。

また、公共施設等の老朽化と合併に伴う統廃合等諸問題に対処するため、公共施設の全体を把握し、長期的な視点を持って、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うための公共施設等総合管理計画を作成し、さらなる公共施設の再編成、整備に取り組んでまいります。

企業会計においては、安定的な運営を図るため、繰出基準に基づき、継続して繰出金として繰り出すこととしております。

民間活力の活用では、老人福祉センター宝寿荘、5つの保育所と2つの子育て支援センター、勤労青少年ホーム、古墳の湯、農村環境改善センター（ネクサス）において、指定管理者制度を引き続き導入します。そのほか、宝達駅東部用地などの宅地については、財

源確保の観点から優遇措置を設けて、売却促進に努めてまいります。

以上が、平成27年度当初予算に取り組みました施策の概要であります。

一般会計予算の歳入面では、町税にあつては、課税客体の適正な把握のもと、地域経済の動向などを見極め、1.6%減と見込んでおります。

地方交付税については、普通交付税にあつては、平成27年度地方財政計画に基づき、需要額及び収入額を見込むとともに、本町の特殊財政事情及び前年実績を勘案し、前年度比2.3%減、特別交付税にあつては前年度と同額を見込み、地方交付税全体では前年度比2.0%の減を見込んだところであります。

繰入金については、志雄中学校解体工事のために、統合中学校施設整備基金からの繰入れを行うこととしております。

町債については、統合中学校建設事業の完了等に伴い、前年度比76.3%減の大幅な減となっております。その他の町債につきましても、合併特例債など財源補填措置の大きいものの、健全化判断比率へ影響が小さいものを発行していく方針であります。

一方、性質別歳出の主なものとして、人件費では、退職手当組合負担金の減などにより0.3%の減、扶助費では、障害者自立支援給付事業及び子育て支援事業の増により1.7%の増、公債費では、繰上償還による償還元金の削減影響等により16.2%の減となり、義務的経費の歳出総額に占める割合は、前年度より8.4ポイントの増の46.2%となっております。また、普通建設事業では、統合中学校建設事業の完了等により、80.9%と大幅な減額となっております。

次に、特別会計予算関係について申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計予算では、被保険者数を3,300人、世帯数を2,000戸と見込み、被保険者の健康づくりや重病化を防ぐ予防活動の推進に取り組むことにより、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億4,993万5,000円とするものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算では、高齢化が進む中、対象者数を2,500人と見込み、制度の円滑な運営を行うための必要額として、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,763万9,000円とするものであります。

次に、介護保険特別会計予算では、第6期介護保険事業計画1年目に当たる本年度は、平成29年度までのサービス給付費をもとに保険料を改正することとし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億5,984万円とするものであります。

次に、国民健康保険直営診療所特別会計予算では、所要業務予定量を定め、歳入歳出予

算の総額をそれぞれ4,285万4,000円と定め、効率的な医療サービスを提供できるよう取り組んでまいります。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計予算では、さくらチャンネルの放送について、専門業者への撮影、編集業務委託による番組づくりの範囲を拡大し、放送番組のさらなる充実を図るための必要な経費を計上するものであり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,839万2,000円とするものであります。また引き続き、ケーブルテレビへの加入促進キャンペーンを実施し、加入者の増加に努めてまいります。

次に、水道事業会計予算では、業務予定量として給水戸数を4,640戸、年間総給水量を124万2,000立方メートルと見込むとともに、主な建設改良事業といたしましては、引き続き、公共下水道工事に伴う配水管の布設替えや、鉛製給水管の布設替えに加え、配水設備の更新に要する経費を計上するものであります。

次に、下水道事業会計予算では、農業集落排水事業において、排水戸数880戸、年間総処理水量29万6,000立方メートルと見込み、公共下水道事業では、排水戸数2,720戸、年間総処理水量82万2,000立方メートル、浄化槽事業では、排水戸数70戸、年間総処理水量1万8,250立方メートルと見込んだところであります。また、地方公営企業として独立採算制のもとで事業運営することになっていることから、利用率を高めるとともに、使用料収入の確保を図ることにより、経営基盤の強化を図ってまいりたいと考えております。

最後に、国民健康保険志雄病院事業会計予算では、業務の予定量で、病床数100床、年間入院患者数2万9,280人、年間外来患者数4万5,730人とそれぞれ見込んでおります。また、建設改良事業といたしましては、医療機械器具の整備に要する経費のほか、新病院建設に向けた実施設計に要する経費を計上いたしましたところであります。

次に、平成26年度補正予算関係について御説明いたします。

議案第10号 平成26年度宝達志水町一般会計補正予算(第7号)についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ694万7,000円を追加し、総額を100億8,923万4,000円とするものであります。

今回の補正の主なものといたしましては、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を受けて取りまとめられた国の補正予算による、地域住民生活等緊急支援のための交付金の追加に伴う事業に要する経費を追加するものであります。

具体的には、総務費では、人口減少対策として、町の将来展望を示す「人口長期ビジョン」と、これをもとに、今後5カ年の目標、施策の基本的方向性や施策を提示する「地方

版総合戦略」の策定に要する経費を追加するものであります。

民生費では、子育て支援策として、乳幼児、児童及び生徒医療費の助成を償還払い方式から完全窓口無料化とする現物給付方式に変更するためのシステム改修経費を追加するものであります。

農林水産業費では、里山里海の保全及び地域振興を図るため、宝達葛生産作業場改修に要する経費を追加するものであります。

地方創生関連以外のものとしたしましては、民生費においては、ひとり親家庭等医療費援護金や、障害者自立支援給付事業における国庫負担金返還金等を追加するものであります。

衛生費では、広域圏リサイクルセンターの空調設備更新工事に伴う羽咋郡市広域圏事務組合への分担金を追加するものであります。

土木費では、国の補正予算を受け、道路施設の維持補修に要する経費を追加するものであります。

教育費では、学校指導要領の改訂により、来年度から教科書が全面改訂されることに伴い、教師用の教科書等の購入に要する経費のほか、今月下旬に三重県で開催される都道府県対抗全日本ソフトテニス大会等、全国大会出場に要する助成金を追加するものであります。

災害復旧費では、農林業施設災害における事業の精算見込みにより減額するものであります。

公債費では、町債残高の減少と実質公債費比率の抑制を図り、さらなる財政健全化を推進するため、繰上償還のための経費を追加するものであります。

そのほか、国民健康保険、介護保険、ケーブルテレビ事業の3特別会計及び水道会計、下水道会計の2企業会計への繰出金など、事業の精算見込みによる所要額の更正を行うものであります。

財源となります歳入予算については、繰入金、繰越金、諸収入のほか、分担金及び負担金、国・県支出金、町債の特定財源にあつては、事務事業の精算見込みによる所要額の更正を行うものであります。

繰越明許費では、今回の補正予算で追加いたしました国の補正予算に係る事業をはじめ、既定の事業では、農業費においては、県営事業である圃場整備事業及び老朽ため池整備事業の負担金について、年度内に事業が終わらない見込みであることから、適切なる予算執

行を図るため、次年度へ繰り越しするものであります。

地方債の補正については、災害復旧の農林業施設災害復旧事業等における財源調整のための変更を行うものであります。

次に、議案第11号 平成26年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万8,000円を追加し、総額を17億6,684万6,000円とするものであります。

歳入歳出予算とも、事業の精算見込みによる所要額の更正を行うものであります。

次に、議案第12号 平成26年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万円を追加し、総額を1億8,389万円とするものであります。

歳出予算につきましては、保険料過年度返還金を追加するものであり、財源となります。歳入予算については、保険料還付金を充てるものであります。

次に、議案第13号 平成26年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,239万6,000円を減額し、総額を17億1,556万2,000円とするものであります。

歳出予算については、総務費において、制度改正に伴う電算システム改修に要する経費を追加するほか、事業の精算見込みによる所要額の更正を行うものであります。

財源となります。歳入予算については、繰入金を充てるほか、国・県支出金、支払基金交付金の特定財源にあつては、事務事業の精算見込みによる所要額を更正するものであります。

繰越明許費では、一般事務費における電算システム法改正対応業務について、年度内に事業が終わらない見込みであることから、適切なる予算執行を図るため、次年度へ繰り越しをするものであります。

次に、議案第14号 平成26年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ325万8,000円を追加し、総額を4,585万円とするものであります。

歳入歳出予算とも、事業の精算見込みによる所要額の更正を行うものであります。

次に、議案第15号 平成26年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ702万4,000円を減額し、総額を1億193万6,000円とするものであります。

歳入歳出予算とも、事業の精算見込みによる所要額の更正を行うものであります。

次に、議案第16号 平成26年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第3号）及び議案第17号 平成26年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第3号）の2公営企業会計につきましても、事業の精算見込みによる所要額の更正を行うものであります。

次に、議案第18号 平成26年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第4号）についてであります。

今回の補正は、事業の精算見込みによる所要額の更正を行うものであります。また、資本的収入において企業債1,000万円を追加計上するものであります。これに伴い、過年度分損益勘定留保資金において1,000万円を減額し、4,685万1,000円とするものであります。

続きまして、条例関係について御説明いたします。

まず、議案第19号 宝達志水町若者等定住バックアップ条例の一部を改正する条例についてであります。

町の人口減少を防止し、若者等の定住促進と住民の増加を図るとともに、地域一体で人口減少問題に取り組んでいくことから、住宅新築等奨励金における、町内建築業者を活用して住宅を新築又は購入した場合の加算を追加するものであります。住宅新築等奨励金の支給額50万円、又は町が分譲した土地を購入し住宅を新築したときの100万円の額に、町内建築業者を活用して住宅を新築又は購入した場合には20万円を加えるものであります。

次に、議案第20号 宝達志水町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、議案第21号 宝達志水町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例、議案第22号 宝達志水町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例についてであります。

これら3案はいずれも、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる第3次地域主権一括法の施行に伴い、それぞれの基準及び必要事項について、地域の実情に応じ、国の基準に従い条例を定めるもの



であります。

次に、議案第23号 宝達志水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第24号 宝達志水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

これら2案は、平成27年度から実施される介護保険制度等の改正に伴い、事業の人員、設備及び運営等に関する基準の一部を、国の改正に基づき所要の改正を行うものであります。

次に、議案第25号 宝達志水町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

介護保険料は、3年に一度、介護サービスの供給量等に基づき見直すこととしており、平成27年度から3年間で第6期に当たります。介護サービス利用者の増加に伴い、第6期介護保険事業計画の介護保険給付費の増加が見込まれることから、サービスを維持するため、介護保険料の引き上げをお願いするものであります。

また、所得水準に応じたきめ細かな保険料の設定を行うため、所得段階を細分化するとともに、普通徴収の納期について、1期当たりの納付負担を軽減するため、8期から10期に増やすものであります。

町が実施する地域支援事業については、介護保険法の改正により、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第26号 宝達志水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、議案第27号 宝達志水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第28号 宝達志水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてであります。

これら3案はいずれも、子ども・子育て支援新制度の本格施行に伴い、国の基準に従い条例を定めるものであります。

次に、議案第29号 宝達志水町保育の実施に関する条例を廃止する条例についてであります。

本案は、現在、児童福祉法に基づき、保育の実施に関し必要な事項を条例で定めていましたが、国がその保育の必要性の基準について、子ども・子育て支援法の内閣府令で定められましたので、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第30号 宝達志水町保育所条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、児童福祉法が改正され、保護者の状況により保育が必要な場合に保育を行うこととされたことにより、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第31号 宝達志水町保育所保育料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、保育所保育料の限度額が、政令で定める額を限度として市町村が定めることとされたことにより、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第32号 宝達志水町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、児童福祉法の一部改正により、入会対象を現在4年生以下の児童としていたものを小学校の全児童に拡大するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第33号 宝達志水町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、第1次宝達志水町総合計画に基づき、老朽化が進む町営住宅は順次取り壊すこととしており、今般、今池団地の一部取り壊しに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第34号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の改正等を行うものであります。その内容といたしましては、教育委員会の委員長と教育長を一本化し新教育長を置くこととし、新教育長は町長から直接任免され、特別職としての立場に一本化されることとなるものであります。

次に、議案第35号 宝達志水町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例についてであります。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長に職務専念義務が規定されたことから、条例を定めるものであります。

次に、議案第36号 宝達志水町小学校及び保育所統廃合検討委員会条例についてであります。

本案は、少子化に伴う子どもの数が減少していく中で、子どもたちにとって望ましい教

育及び保育の環境を実現するため、宝達志水町小学校及び保育所統廃合検討委員会の設置等について条例を定めるものであります。

次に、議案第37号 宝達志水町体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、公共施設の統廃合計画に基づき、関係する体育施設について用途変更又は廃止するため、所要の改正を行うものであります。

内容については、押水運動公園野球場を多目的運動広場に用途変更するほか、志雄中学校の廃止に伴い、同校敷地内にある武道館を廃止し、また、部活動以外の利用頻度が少ない、老朽化が進んでいる志雄運動公園テニスコートも廃止するものであります。

次に、議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてであります。

本案は、宝達山山頂周辺における公共的施設整備の実施に当たり、辺地対策事業債を財源とするため、紺屋町辺地に係る総合整備計画を策定するものであります。

次に、議案第39号 町道路線の認定についてであります。

本案については、町道二口5号線など3路線を新たに町道に認定するため、道路法の規定に基づき議決を賜りたいとするものであります。

次に、報告第1号 平成26年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ594万円を追加し、総額を100億8,228万7,000円としたものであります。

歳出につきましては、押水中学校の解体撤去工事を進めている中、新たにアスベスト対策が生じたことから、その除去に要する経費を計上するものであり、財源となります歳入予算については、繰越金を充てるものであります。

以上、案件の提案理由を御説明させていただきましたが、何とぞ慎重なる審議の上、適切なる決議を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（林 一郎君） 次に、10番 小島昌治君。

〔10番 小島昌治君 登壇〕

○10番（小島昌治君） 昨年12月に行われました町議選は、定数12となり、実施されました。地方自治法112条の規定では、議員数の12分の1の賛成で議案を提案できるとあります。つまり、議員一人一人が議案提案権を持つことになりました。私は、地方自治法と町議会規則第14条に基づき、町民の方々の声を聞き、その声を条例改正案として提案を行い、町民の方々の要望実現に役立てようと考えます。

今回の提案です。今回の提案、改正理由であります。

昨年9月議会で、議員の報酬月額を月々それぞれ3万5,000円引き上げる議員報酬見直しがなされました。私はその後、議員報酬についての住民の方々の意見聞き取り調査結果を行いました。それに基づき、宝達志水町議会議員の報酬を見直すため、所要の改正を行うものであります。

改正内容であります。

第1に、宝達志水町議会議長の議員報酬月額を33万7,000円から30万2,000円に、副議長の議員報酬月額を28万5,000円から25万円に、議員の議員報酬月額を27万5,000円から24万円にするものであります。

2番目には、宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第5条、費用弁償の3及び4を削除するということであります。

以上、地方自治法112条及び宝達志水町議会規則第14条の規定に基づいて提案いたします。

以上。

○議長（林 一郎君） 次に、11番 北 信幸君。

〔11番 北 信幸君 登壇〕

○11番（北 信幸君） 発議第2号 宝達志水町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くことなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」とあわせ、地方自治法第121条（長及び委員長等の出席義務）が改正されたことから、宝達志水町議会委員会条例第19条の出席説明の要求について所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由の趣旨を申し述べましたが、議員各位の御理解をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 一郎君） 以上で、提出者の提案理由の説明は終わりました。

#### ◎議案に対する質疑

○議長（林 一郎君） ここで議案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

10番 小島昌治君。

〔10番 小島昌治君 登壇〕

○10番（小島昌治君） 町長が提案された議案について、2点だけ質疑いたします。

1点目は、子育てで、子育て支援策についてであります。

18歳以上の子どもたちの病院窓口の無料化施策、これは町長の積極的な施策であり、大きく評価するものであります。

そこでお聞きしたいんです。宝達志水町の子どもたちというのは、病気になるのは宝達志水町にいるときだけではないと思います。県内の祖父母のところへ行って風邪をひく、そういうこともあると思いますよね。それで、そこへ行って、その地域の、宝達志水町以外の地域の病院で受診した場合は、同じように病院窓口無料化になるのかどうか。そして、ならないとしたら、なぜなのか教えていただきたいと思います。

2点目です。2点目は、議案第30号の保育所条例の一部の改正についてであります。

児童福祉法39条に基づく改正で、入所の基準の文言とかも改正されますが、実は児童福祉法24条というのがあります。この児童福祉法24条の、保育に欠けた子を保育する責任というのは地方自治体となっております。ここでは、今回提出された議案第30号、保育所条例の改正ですが、ここではどうも、私の誤解かもしれませんが、はっきりさせておきたいと思ったので言ったんですが、どうも保育の責任は保護者にあるように思えて仕方ないんですが、いかがでしょうか。

実は最近、国会質問も聞いていまして、厚労省の大臣が答弁されていまして。児童福祉法24条は変わらないと、保育の責任は自治体にあると、こう言われておったんですが、ここには、先ほど言ったように、私は、どうもそうじゃないようなことを書かれているし、私の誤解かもしれませんが、ここにはそういう児童福祉法24条の規定がちゃんと考えられているのかどうか、その2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（林 一郎君） 暫時休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時30分再開

○議長（林 一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 先ほどありました小島議員の質問にお答えいたします。

医療費の償還払いにつきましては、現物支給はできませんけれども、償還払いならば全国どこでもできるということでございます。

それから、もう1点の保育の件につきましては、やはり保育については、一義的には保護者が全責任を持つということなものですから、一応できないということになります。

○議長（林 一郎君） これで質疑を終結いたします。

◎町政一般についての質問

○議長（林 一郎君） 次に、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

3番 久保喜六君。

〔3番 久保喜六君 登壇〕

○3番（久保喜六君） 久保喜六です。

一般質問に先立ちまして、改めまして、杉本議員に対し心から御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、今回、私は、昨年、国で成立した新法の空家等対策の推進に関する特別措置法について質問したいと思います。

私も過去に何度か一般質問で当町の空家対策について質問をしてきましたが、この新法の成立によって空家対策が推進するものと思っております。町内を見ますと、適正な管理が行われていないと思われる空家が多々見受けられます。防災、防犯、衛生、景観上からも、ぜひ早急な対策を願うものであります。

そこで町長にお聞きします。この空家対策特別措置法ですが、国の基本方針に基づき当町も取り組むと思われませんが、その上で、空家対策計画の策定や協議会の設置、空家情報の所有者を把握するために固定資産税情報の利用など、そして条例に至るまで多岐にわたると思われますが、当町ではどのように進めていこうと思っておられるかお聞かせください。なお、具体的にタイムスケジュールなどがあればお示しをしてください。

最後になりますが、この新法を機に、当町も早急な対応をお願いし、今回の一般質問を終わります。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 久保議員の御質問にお答えいたします。

近年、地域における人口減少、あるいは既存住宅、建築物の老朽化、居住その他の使用がなされていないことが常態化している状態がたくさんございます。そういう住宅がたく

さんあるということは十分認識しております。

空家対策につきましては、これまでは、条例を制定して、それに対応するというようになっておりましたけれども、今回、2月に空家対策の特別措置法が施行されたことに伴いまして、市町村等の地方自治体は、適切なる管理が行われていない空家について、地方公共団体がそれに対して必要な助言、あるいは指導、勧告、命令等を行うようなことができるようになりました。また、この法律によりますと、空家情報の所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用が可能となったということでございます。

空家等がもたらす、防災、防犯、生活環境及び景観の保全上、いろいろと問題が多岐にわたっておるということから、解決するためには、やはり総合的に、どこが担当するということではなく、全庁的に対応する必要があるかと思っております。それで、まず、全庁的な体制づくり、あるいは国などの財政措置、税制上の措置、これを考慮しまして施策をこれから考えていかなきゃならないというふうに思っております。

この法律では、国の基準指針に即して空家対策計画を策定して、それに必要があれば、一応、新年度において空家の状態の把握から取り組んでまいりたいなど。

現在、固定資産税情報で一応とれるというようなことも一応書いておりますけれども、税の関係で見ましても、固定資産税を滞納しておればわかりますけれども、空家になっていても税が納付されておればわからないということもありますので、まず新年度において実態調査を行ってから、具体的な計画を立てて取り組んでまいりたいなというふうに思っておりますので、御理解をお願いします。

○議長（林 一郎君） 次に、2番 寶達典久君。

〔2番 寶達典久君 登壇〕

○2番（寶達典久君） 寶達です。

議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

私は、ふるさと納税増額への取り組みについて質問いたします。

近年、多くの自治体が、歳入増加のため、ふるさと納税推進に取り組んでいます。取り組みの中心は、返礼品の充実です。主なものは、地域特産の比較的高価な食品ですが、地元メーカーが生産するパソコンや家電、また、とてもユニークなものも多く、忍者の里として知られる伊賀市が純金の手裏剣を贈呈するなどもしております。中には、制度の趣旨にそぐわないと批判されるものもあり、過熱する返礼品の高額化や多様化の競争は行き過ぎたものだとする意見もあります。

こうした現状が好ましくないとする考えにも一理あるとは思いますが、積極的に取り組んだ結果、多額の寄附を集めて有効に活用している事例も数多くあります。また、ふるさと納税は、寄附を獲得するばかりでなく、自治体が知名度を高め、多くの人に親しまれる、そして観光や地場産業の振興につながるなど、さまざまな効果を生み出す格好の制度です。

我が町は、小さいながらも美しい自然に恵まれ、魅力的な地場産品がございます。こうした資源を生かして、今後、我が町でもふるさと納税を通じた積極的な町おこしと寄附の活用が進められることを希望し、町長に以下の質問をいたします。

まず、当町における近年の寄附件数と金額をお示してください。

次に、寄附の用途はどのように決めているのか、また、寄附者が用途を指定することはできるのかお尋ねします。

そして、これからの取り組みとして、他地域の人からも賛同を得られるような施策を掲げるとともに、寄附を活用して得られた成果を広報する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

あわせて、今後の寄附増額を目指した積極的な広報活動を行うとともに、寄附者とより深い関係を築いていくことが可能となるような、魅力ある返礼品やサービスを設定することが必要と思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 寶達議員の御質問にお答えいたします。

ふるさと納税は、ふるさとに貢献したい、また、ふるさとを応援したいという納税者の思いを寄附金という行為で表すものでありまして、平成20年度にその制度が創設されております。

しかしながら、最近のふるさと納税の傾向といたしまして、寄附をしていただいた方にそのお礼として贈る地元特産品等が、地方自治体において随分華美になってきておるようでございます。このことで寄附金が増えているのも現実のようであります。本来の趣旨とは少し違うようなことで、国は、地方自治体に対しまして技術的な助言として、節度ある行為の自粛を要請しているところであります。

このような背景のもと、平成27年度の税制改正では、国の重点課題であります地方創生を後押しする内容の中で、このふるさと納税の仕組みも簡素化し、寄附しやすいようにす



るというような取扱いをするようでございます。

町では、制度創設後、パンフレットやホームページによるPRによりましてその周知を図り、ふるさと納税をお願いしてきたところであります。

ふるさと納税の金額などにつきましては、ここ数年、大体年間200万円から400万円と推移しておりまして、毎年一定していないのが現状でございます。

ふるさと納税の使途についてであります。町としては、特にその使途について定めてはおりませんが、寄附者が使途を指定される場合には、寄附者の思いを反映した事務事業に活用したいというふうを考えております。

今後は、国からの節度ある運用内容を注視しながら、ふるさと納税の財源が多くの事業に充当できるよう、また、返礼品やサービスが、地域活性化や地場産業の振興に寄与するようなものであれば、できるだけその仕組みの中で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

なお、詳細につきましては、寄附金の件数、金額につきましては担当の課長から御説明させていただきます。

○議長（林 一郎君） 企画振興課長 近岡和良君。

〔企画振興課長 近岡和良君 登壇〕

○企画振興課長（近岡和良君） 實達議員の御質問にお答えをいたします。

ふるさと納税の寄附件数と金額であります。平成20年度は23件で195万5,000円、21年度、23件、254万5,000円、22年度、20件、266万5,000円、23年度、23件、259万2,000円、24年度、24件、432万9,000円、平成25年度、21件、361万6,000円のふるさと納税がございました。ちなみに、このうち町外からの件数は、約1割から2割でございます。

實達議員の、寄附を得て当町が実現を目指す施策を示せばどうかというような御質問でございますけれども、現在、本町では、寄附金の使い道といたしまして、教育、子育て、福祉、医療、環境保全、防災、産業振興等の事業分野に活用するというので、ふるさと納税をお願いしているところであります。寄附金を受け入れる際に、その使途についてお尋ねをし、具体的な事務事業に対する寄附であれば、その事業の財源としているところであります。今後もそのような方針で進めていきたいと考えております。

なお、そのふるさと納税、その成果につきましては、広報等で公表したいと考えております。

今後は、本町の魅力ある地域資源をどのように活用すれば多くのふるさと納税につなが

るかを検討し、将来的には本町の人口減少対策などの地方創生の財源の一部に充てられるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 一般質問の途中ではありますが、昼食のため暫時休憩いたします。

なお、午後は1時から会議を開きます。

午前11時45分休憩

午後1時00分再開

○議長（林 一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番 柴田 捷君。

〔5番 柴田 捷君 登壇〕

○5番（柴田 捷君） まず初めに、この3月をもって退職されます職員の方々には、長い間行政のために御尽力いただきましたことに心からお礼と感謝を申し上げたいと存じます。誠にありがとうございました。今後は、健康に留意され、これまでの知識を生かし、地域や町の発展に御尽力いただきますように心からお願いしたいと存じます。

それでは、一般質問に入ります。

私は、当初予算と財政展望、移住・定住促進及び交流人口の拡大の3点について、津田町長にお尋ねいたします。

まず、当初予算と財政展望についてお尋ねをいたします。

今定例会に提案されております平成27年度当初予算は、地方創生や人口減少対策、定住促進など、本町の将来展望や諸課題への施策が盛り込まれたものとなっており、町長にとっては、合併から10周年の節目の年を迎え、重要な予算であります。また、昨年暮れの総選挙の実施に伴い、国の予算編成が年明けにずれ込んだこともあり、町長の予算編成作業にも少なからず影響が出たのではないのでしょうか。その意味において、厳しい財政状況のもと、地方創生という大きなテーマを抱えた中で編成された予算は、町長にとっては格別の思いがあるのではないのでしょうか。

これまでに予算編成に当たり配慮した点、また、御苦労された点、そして目玉となる施策を挙げるとすればどのようなものがあるのかお伺いをいたします。

また、予算編成に当たっては、財政調整基金を取り崩すことなく収支均衡が図られてまいりました。地方債現在高を多く抱える本町ではありますが、社会保障関係の費用も増大す

る中、今後どのような方針で財政運営を行っていくのかお伺いいたします。

その上で、今回の予算編成においてどのような工夫がなされたのか、また、新規投資とあわせてお聞きいたします。

次に、移住・定住促進についてお尋ねいたします。

先月、地方への移住に関する情報を提供する「ふるさと暮らし情報センター」が、2014年に訪れた人たちへのアンケートで、移住希望地の1位に山梨県が、石川県は11位だったと発表しております。県内では、人口減少問題を抱える多くの自治体が、移住や定住促進に積極的な取り組みを行っております。

本町でも、人口減少と高齢化が確実に進行しており、根本的な対策が求められてまいりました。子育てしやすい環境や特色ある保育、進学など、不安のない学校教育体制の整備など、いかにして若い世代に選ばれる地域になるのか、真剣に考えなければなりません。

子育て中の世代や、これから子どもを産み育てる可能性のある若い世代等が本町に移転してくることは、地域の将来に明るい展望を開くものであり、地域の担い手を獲得することと同時に、学校の持続性を高めることにもつながるはずであります。

都市生活者の子育て世代や団塊の世代を中心に、全国的に広がる田舎暮らしや地方移住が一般化する中で、移住・定住の促進施策を積極的に推進していかなければならないと考えますが、今後どのような方針で取り組んでいくのかお伺いをいたします。

移住・定住は、住みやすさ、ライフスタイルの提案が鍵と言われております。ある調査によれば、自然条件の良さ、地元住民の温かさ、移住相談窓口での印象、とりわけ移住希望者のニーズを的確に取り込んだことと、受け入れ体制も含めた地域の厚みが、移住した決め手になっている。一方、空家等の不動産対策、都市住民への情報発信、就職情報の発信、医療と福祉の整備等が課題であるとしております。

このような決め手や課題について、どのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。特に移住希望者の住宅確保に当たっては、さまざまな角度から有効な支援が必要と思っておりますが、お考えをお伺いいたします。

移住・定住は、行政と商工業者などの経済団体、そして民間の活動団体との連携と、行政が率先して新たな施策を打ち出すなど、取り組みの強化が成果に表れてくるのではないのでしょうか。お考えをお伺いいたします。

最後に、交流人口の拡大についてお尋ねいたします。

北陸新幹線開業まで、残すところ1週間余りになりました。今まではまだ先のこととの

考え方でありましたが、新幹線が動き出せば結果が見えてまいります。

首都圏からのお客様を迎えるに当たって、これまでの準備や体制が計画どおり十分なものになったのか。また、本町に行きたいという観光客の受け入れ体制が整ったのか。開業を目前に控え、これまでの総括をお聞かせいただきたいと存じます。

本町では、首都圏からの誘客数については、目標値の設定はなされていないものの、相当数の誘客数が見込まれ、経済効果も期待されているところであります。開業後は、観光客からのさまざまな要望や問題が出てくることも想定されます。これらの状況を検証し、善後策を講じて、初めて期待する効果に結びつくのではないのでしょうか。

新幹線開業後における誘客状況や課題についてどのように検証し、開業による効果を持続し、発展につなげていくのかをお伺いし、一般質問を終わります。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 柴田議員の御質問にお答えいたします。

まず、当初予算と財政の展望についての御質問でございますが、平成27年度当初予算の編成に当たり配慮した点や目玉となる施策などにつきましては、提案理由の説明の中でも申し上げましたが、これまでどおり財政の健全化を最優先に掲げ、直面する喫緊の重要課題であります地域創生、人口減少対策、少子高齢化対策などを柱にして、諸施策を取り組むべく、予算を編成したところであります。

これまでを振り返ってみますと、財政健全化に向けた取り組みは着実に実を結び、6年連続で、財政調整基金を取り崩すことなく予算を編成することができました。

しかしながら、収入面において、町税では、景気回復を実感できる状況とは言えず、人口減少や高齢化の進展などにより、個人町民税の増加の兆しはなかなか見えない状況であり、法人町民税にあつては、大部分が中小企業であることに加え、税制改正に伴う法人町民税の一部国税化によるマイナス影響が見込まれるほか、法人実効税率の引き下げなど、税収の確保には厳しく、今後も予断を許さない状況にあります。

また、地方交付税にあつては、合併算定替えの特例期間の終了に伴い、平成27年度から5年間で普通交付税が段階的に縮減され、平成28年度以降は6,000万円ずつの減少となることから、一般財源の確保がますます厳しくなるものと考えております。

一方、歳出面では、増え続ける社会保障関係経費や公共施設の老朽化に伴う維持補修経費のほか、地方債の償還や企業会計への繰出金などの義務的経費、經常経費が占める割合

が年々大きくなり、極めて厳しい財政運営が強いられることとなります。

こうした中、新年度予算において最も配慮した目玉となる施策といたしましては、第1に、子育て支援の拡充であります。

平成27年度から新たな保育制度としてスタートする「子ども・子育て支援制度」では、新たな保育サービスとして、保護者の就労形態の多様化に考慮して、これまで土曜日の午後を通常の保育料で実施することや、日曜勤務の保護者の便宜を考慮し、相見保育所において日曜保育を実施することといたしました。

また、保護者負担となる保育料につきましては、新たな制度となり、国の基準を参酌して全面的に改定する中で、少子化を考慮して、同時入所の場合の第2子の保育料を無料とすることといたしました。さらに、第3子の場合は、県の施策に呼応して完全無料化といたしました。

また、乳幼児医療費補助におきましては、これまで一部負担と償還払いで実施していましたが、これを一部負担ではなくして18歳まで全額補助に拡大するとともに、医療機関窓口で支払う必要のない現物給付とし、安心して受診していただけるようにいたしました。

第2には、地域経済の活性化であります。

新たなものといたしましては、旧町商工会でそれぞれ発行していたポイントカードが現在そのまま使用されておりますが、これを統一することといたしました。これにより、消費者の利便性向上と消費活動範囲を町内全域に拡大することが期待されます。さらに今後は、このポイントカードに行政サービスのポイントも付加できるように拡充し、地域活性化につなげたいと考えております。

継続事業といたしましては、商工会が毎年行う地域商品券のプレミアム部分を20%に拡大した上で、年1回を年2回にすることで消費拡大につながることを期待いたしております。

このほか、宝達山整備事業の本格的な着手や、国の新たな交付金を活用した事業を効果的に展開し、交流人口の拡大を図る予算も計上したところであります。

平成27年度の当初予算は、予算規模といたしましては、超大型の建設事業の完了により平年ベースに戻りましたが、提案理由の中で述べましたように、交付税の合併算定替え特例期間が終了し、普通交付税の減少が見込まれていることから、従来以上に編成に苦慮いたしましたところであります。国の新たな交付金の活用や今年度中の公債費の繰上償還を追加で行うことで、ようやく財源を確保することができたところであります。

今後、歳入不足の解消をし収支均衡を図っていくためには、これまで以上の行財政改革をさらに継続し、事務事業の見直しをすることはもとより、新たな財源を確保することが必要不可欠となっています。

このようなことから、平成27年度に終期を迎える行財政改革大綱の見直しをはじめとして、人口減少の克服と地域経済活性化策を盛り込んだ地方版総合戦略や、公共施設の統廃合、適正配置、長寿命化などの公共施設等総合管理計画を策定し、これをもとに効率的、効果的な施策を展開し、歳出の縮減を図ってまいりたいと考えております。

特に、少子化が進む中、望ましい教育及び保育環境を実現するため、小学校及び保育所の統廃合は、避けては通ることができない重要な課題であり、検討委員会を設置いたしたく、関係各位の御理解、御協力のもと、少しでも早い時期での統廃合の実現に向けて取り組みたいと考えております。

このほか、上下水道やケーブルテレビの公共料金の値上げや、体育施設などの町民使用についても有料化の検討をしていく必要があるほか、減債基金を活用した繰上償還を継続的に実施するなどし、これまで以上の財源確保策を講じつつ、持続可能な財政運営を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りたいと思います。

次に、移住・定住促進についてであります。御質問の趣旨といたしましては、「今後、どのような方針で移住・定住促進策を積極的に推進していくのか」、「住みやすさをアピールするため空家対策、そして就職等の情報発信、また、町の魅力の情報発信、さらには医療福祉や子育て支援制度などの整備について、どのように取り組んでいくのか」、とりわけ「移住希望者の住宅確保についての有効な支援をどう確立するのか」というものであろうかと思いますが、まず、この点についてであります。確かに、議員御指摘のとおり、急激な人口減少と少子高齢化は、本町のみならず、全国的に地方創生のための喫緊の課題であります。

このことから、国は「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定した総合戦略によって、「地方の魅力をアップさせ、大都市圏から地方への人の流れを生み出し」、「そして、若い世代が安心して働くことができ」、「結婚・出産・子育てが安心してできる」社会環境を実現しようとしております。

町でも、この国の総合戦略の考えにのっとり町の総合戦略を平成27年度に策定することとしておりますが、この中で、移住・定住の促進対策は重要な課題と位置付けたいと考えております。

これまでも町では、限られた財源のもと、創意工夫を凝らしながら定住化の促進に取り組んでまいりましたが、今後も、国の総合戦略に係る財政支援等を有効に活用し、施策の選択と集中により、「空家対策」、特に「移住希望者の住宅確保のための対策」、さらには、「町をPRするためのさまざまな情報発信」、「医療や子育て支援」などについて施策を講じていきたいと考えております。

その際には、御質問にもありましたように、経済団体や民間の各種団体、例えば空家対策では「いしかわ第二のふるさと実行委員会」、また、都市圏からの人材誘致の面では「能登定住・交流機構」、情報発信等におきましては、「県のアンテナショップ」などと連携を保ち、協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。

続いて、交流人口の拡大についてであります。念願の北陸新幹線金沢開業がいよいよ3月14日に迫り、東京金沢間がこれまでより1時間も短縮され、約2時間30分で行き来できるようになり、県内においては、経済的、商業的には計り知れない影響があると予想しておりますし、期待もするところであります。

本町といたしましても、この絶好の機会を逸することなく、金沢から一番近い能登の町「宝達志水町」が30分圏内であるという地の利をPRするとともに、町の貴重な地域資源を活用した施策を展開していきたいと考えております。

そこで、これまでの準備や体制についてであります。4市5町で組織する能登半島広域観光協会をはじめとする各種団体と、首都圏でのイベントに参加し、PRブースの出店も行い、誘客活動に積極的に取り組んでまいりました。

御当地グルメのオムライスによる誘客戦略は、昨年2月には、「北海道富良野のオムカレー」と「福井県越前のボルガライス」の間で三国同盟を締結し、県外へのPRも積極的に行ってきました。また、今年度は町外でのイベントに約20回程度参加するとともに、メディアからも50回を超える取材を受けており、宝達志水町がオムライスの町であるということも認識されてきているのではないかと考えております。

観光施設についてであります。今年度、モーゼパーク内の観光案内板を英語表記にしており、来年度も、外国人向けに町内の一部において観光看板の修正を考えております。

また、千里浜なぎさドライブウェイには宝達山への誘導看板を設置し、能登最高峰の宝達山頂まで20分で行けるということもPRしておりますし、宝達駅前には、二次交通の七尾線で来町する観光客のために、民間活力を借り、観光看板を設置しております。

ソフト面では、観光協会とタイアップし、観光ポスターを作成するとともに、最近では御

当地キャラクターがPRアイテムには欠かせないことから、本町でも宝達山をモチーフにした「ほっぴーさん」を誕生させ、本町を県内外にPRしていきたいと考えております。

今後は、現在の財政状況やマンパワーの中で、宝達山整備計画の具現化や海・山の自然に加えて、町の誇る文化財を活用した観光振興を進捗させ、交流人口の拡大及び町の活性化を目指すものであります。

新幹線開業後における誘客状況や課題についての検証については、今後策定する町版の総合戦略において、計画、実行、評価、改善という4サイクルを本格的に稼働し、今後の発展につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一郎君） 5番 柴田 捷君。

〔5番 柴田 捷君 登壇〕

○5番（柴田 捷君） 答弁の中では大体把握できましたけれども、特に定住・移住関係につきまして早急な対策を講じていただきたいと存じます。と申しますのは、国の、今回、提案書の中にもございましたけれども、地方を助けるための協力隊についての予算も載っておりますけれども、この施策そのものが、2009年に総務省が提案をしている中身でございます。それから既に6年目を迎えておるわけでございますから、やはり我が町独自の積極的な施策を早急にやっけていかないと、他の自治体に比べて立ち遅れてしまうんじゃないかと、そういう危機感をしっかりと持っていただきたいと存じます。

特に住宅の確保につきましては、先の東北の大震災のときに空家の状態について調査がなされております。そのときに、空家情報バンクが立ち上げられない一つの理由として、水回りの修理が非常に高額になるんだ、したがって、それは非常に厳しいんだという御説明があったかに私は記憶しておるんですが、この水回りの修理につきましては、そんなに多額をかけなくてもやれる方法があるということを他の県で実際に実行しておるわけでございます。例えば大分県の竹田市の方式が、非常に明確にそれが安価にできるということもあるわけでございますから、5年間、これからの総合計画をつくる部分には、それはそれとしてはいいんですが、それまでの、今から、できるだけ早い時期に立ち上げていかないと、うちの町は完全にこの能登半島から立ち遅れてしまうんじゃないかという、そういう危機感を持っておりますので、ぜひ前向きな検討をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。



〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 柴田議員の再質問にお答えいたします。

今ほど柴田議員がおっしゃられたことは十分承知しておりますけれども、私は、今ほど答弁した内容なんですけれども、率直に申し上げまして、空家対策などで住宅を確保したから、じゃあ、来てくださいというようなことを言いましても、投資の割にはそんなに効果が出ないんじゃないかなというふうに率直に思っております。

それで、やはり生活環境の面で、現在住んでいる方が今以上に幸せであると、外部から見てそう思えるような施策のほうを先にやらなきゃならないんじゃないかなというふうに思っております。だから住んでみたいと思えるような町をつくるのが先ではないかと。

確かに金をかければ、いくらでも来てくれる方がおると思います。例えば川北町で老人医療を無料化すると、65歳以上でやりました。じゃんじゃん増えました。だから金があればできるんです。

だから私の町は、今1,741市町村があって下から24番目という、財政的にもものすごく厳しい。だからそのわずかな金をいかに有効に活用するかということになりますと、むやみにと言ったら失礼ですけども、やはり効果的な金を使うのがいいんじゃないかな。だからやはりまず中を良くして、外から見て宝達志水町に住んでみたいという町をつくるのが先じゃないかというふうに率直に思っております。

そういうことで、何でも宝達志水町が一番だということをやりたいんです。だけれども、やはり財源的な余裕がないと。今でも、住宅の奨励金とか出産祝金とか、医療面でも県内で1番か2番のものはたくさんあります。だからそれをやはりPRしていくことも必要じゃないかな。

基本的には、やはり中で住んでいる人が、いかに県内一の幸せな人たちが住んでおる町だということにするのは、私の実現したい夢なんです。これは、私、絶対やってみたいなと思ってるんですけども、悲しいかな、財源的な余裕がないからできないというので、やはり財源の確保についても私は積極的に取り組んで、先ほどから答弁しております事業について粛々と進めてまいりたいというのが私の答弁でございます。ひとつよろしく願います。

○議長（林 一郎君） 5番 柴田 捷君。

〔5番 柴田 捷君 登壇〕

○5番（柴田 捷君） 確かに町長が言われたとおりの部分もでございます。中的には、失

礼な言い方かもしれませんが、県内の中でのうちの町が、ここしかないんだと言われるような、そういう施策、それはそのとおりだと思います。

私は、もう一つ、今回訴えたかった一つに、県外から来る移住者に対しての施策が、他の能登地区の各自治体を見ましても、みんな一生懸命取り組んでおるんです。その結果として、もう既に相当の効果が出ているんです。ですから、その効果もあわせてやる必要があるんじゃないか、そのためには住宅の確保が大事なんだということを申し上げたわけでごさいます、全般的な中の一つとして、特に首都圏からの移住の方々に対する私どものやはりお客様のニーズというものをきちっと把握した中で、どういうところが大事なのかということを訴えたかった、このように思っております。したがって、住宅というのは、そういう部分ではやはり並行してやっていかなきゃいけない部分ではないかと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 再々質問にお答えいたします。

いろいろと、これ一本でやるというわけじゃなくして、いろいろなものを、やはり互換性を持たせて、効果の上がるような政策をとっていかなきゃならないと思います。

やはり確かに、起債の許可団体から外れたとはいえ、県内では一番まだ財政的に悪いと、やはり補助金なり起債の交付税の裏づけになるような、結局、事業を入れていかないと、要望があったから事業をやりますということになりますと、やはりまた借金が膨れるだけ、公債費比率が上がるだけということになります。

現在229億円の借金がございすけれども、これ以上減らしても、増やすことは、じゃあ、人間を増やしたから借金ができたんだと、だからその借金は、あなたたちを増やすために借金を増やしたんだから、あなたたちが返してくださいということは、私は、子や孫に言えないと思うんです。

だから借金を減らしながら、現在の財政状況でできるものをしていくと。これはやはり我々、これは議会と協働でやるまちづくりなんですけれども、やはりその辺の兼ね合いですね、どの辺でこの兼ね合いを置くかということがやはり基本になるろうかと思っております。だからこれは、効率のいい、相乗効果のあるような、これから事業を入れていきます。そういうことで、また議会の皆様方の御意見、御指導も賜るようお願いいたしまして、

答弁といたします。

○議長（林 一郎君） 次に、10番 小島昌治君。

〔10番 小島昌治君 登壇〕

○10番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、昨年暮れの町議選でお聞きした宝達志水町内の方々の声に基づいて一般質問いたします。

最初の質問は、昨年第186国会で成立した小規模企業振興基本法の具体化を宝達志水町としてどう図るかという質問であります。

まずお聞きいたします。この法律では、小規模企業とはどのように規定しているか。そして、宝達志水町ではその企業はどれだけの数になるのかをお答えください。そして、それら小規模企業が町にどのような役割を果たしていると考えておられるか教えてください。

次に、同法第1条には「国及び地方公共団体の役割を明らかにし、小規模企業の振興に関する施策を推進」とあります。また、第7条には地方公共団体の責務が規定されていますが、それをお答えください。

次に、これまでの国の中小企業政策は、支援の対象が「創業」や「急成長型の中小企業」に特化されてきました。しかし、今回のこの小規模企業振興基本法では、産業空洞化や内需不振が長引く中、事業を継続していること自体を評価しているとみなしていますが、いかがでしょうか。認識をお聞かせください。

さて、町は、この小規模企業振興基本法に基づき、当町の小規模企業振興へ積極的に関与していく御意思はありますかお聞きします。

そして、そのときには、町の小規模企業がどのような支援を求めているのかを把握することが重要ですが、そのための調査を行う考えはありますかお聞きして、次の質問にいきます。

次は、第6期介護保険の介護保険料についてお聞きいたします。

物価の上昇に年金額の上昇が追いついていない状況が数年間続いています。また、5%から8%への消費税率の引き上げが、年金暮らしの町民の生活を圧迫しています。そして昨年は、国会で自民党、公明党の賛成で成立した医療介護総合推進法が、介護分野では、予防給付のうち利用者が多い訪問介護や通所介護を給付体系から切り離す、そうなっております。そして、特別養護老人ホームの入所対象を要介護3以上にし、年金収入で単身280万円以上の方の利用負担率を2割に引き上げ、低所得の方の特別養護老人ホームなどの施設の入所者に対しこれまで実施されてきた居住費や食費負担の軽減策が廃止の方向で

見直されるといいます。介護保険始まって以来の最悪の改正が行われようとしております。

こんなときに第6期の介護保険が始まろうとしています。国の政治に高齢者の方々がこれでもかというぐらいにいじめられようとしているときに、地方自治体には、高齢者の方々の立場に立った施策が求められています。

今回は、第6期の介護保険制度の問題として、その保険料を取り上げます。

まず、この4月からの宝達志水町の介護保険料の基準月額、いくらからいくらに上げようとしているのか。それは県内でどのぐらいの水準で、基準額の全国平均はいくらなのか教えてください。

この保険料は、年金受給者が支払うことができるという判断はどうやって行ったのか、健康福祉課長にお聞きします。

また、介護保険料金の引き下げの財源に一般会計からの繰入れが可能なことは国会で明らかにされていますが、どうでしょうか。

この問題の最後に町長にお聞きしますが、一般会計からの繰入れを行い、保険料の値上げを中止し、低所得の方々のための保険料の減額免除制度を創設することが求められていますが、いかがでしょうか。

次に、若者定住と空家対策を結びつけてお聞きします。

定住問題は、行政だけに頼らず、私は議員としても具体的な提案を行いたいと思います。

経済が成長している時代の若者の多くは、地方から大都市に移動し、アパートを借り、結婚をし、子どもを産み、やがて持ち家を確保するというコースを歩むことを目標としておりました。頑張ればそれが実現可能だという側面がありました。

しかし、現在はどうでしょうか。世界の資本主義社会でもまれな、20年を超える低成長の我が国経済状況のもと、未婚で低収入の少なくない若者が、親との同居を続けざるを得ない。または親元を離れても、重い家賃に苦しんでいる状況であります。

神戸大学教授の平山洋介さんらが、首都圏と関西圏の20代と30代の年収200万円未満の若者1,767人を調査したところ、親の住居に住む若者が4分の3を占め、そこから出ると生活が成り立たないという若者が増えてきているという結果を得ました。

フランスやデンマークなどの政府は、若者向けの家賃補助を実施しています。これには少子化対策としての側面があるそうであります。

日本では、公営住宅政策が不十分で、若者への家賃補助はごく一部の自治体の実施しているだけであります。若者の貧困を放置しては、社会は持続しません。社会的な再分

配を進め、若い人たちが親の家にとどまるのか、それとも自分の住宅を借りるのかを選択できるようにする政策が必要だと思います。

私は、国家的な取り組みがないとできないわけではないと思っています。宝達志水町の少子化対策と若者の定住を図る取り組みとして、時代に合った若者への住宅供給で、つまり、低家賃で良質な貸住宅を宝達志水町に増やすこと、そうすれば、町外の若者が親元を離れて宝達志水町で独立し、家庭を持ち、子どもを育てようとする数が増えるのではないかという問題意識を私は持っています。

そのために以下にお答えください。

まず、当町の若者定住のための住宅奨励金の受給者の世帯年収、どうなっているのか。また、その方々の新築購入の動機は何かを教えてください。

次に、私には、時代に見合った若者定住バックアップの制度が求められていると考えます。新築奨励だけでなく、町内に多くある中古の空家と、この把握と入居のあっせん奨励と結びつけ、家賃補助などが求められると考えます。「空家を若者定住に利用する」、そういう位置付けを今後持っていけますか、お聞きいたします。

次に、良質で低家賃の住宅供給のために、交渉により、例えば雇用促進住宅の安価な買入れ、無償貸与など必要ではないでしょうか、いかがでしょう。それに働きかけるのは必要ではないでしょうか。

次に、医療費の助成制度についてお聞きします。

65歳に達していない、1級から3級の重度の障害を持つ方々が医療を受けた場合、心身障害者医療制度によって、病院の窓口でお金を支払う必要がありません。ところが、同じ障害を持つ人が65歳を超えると、一旦病院にお金を支払わなければなりません。そして、支払った領収書を持って役場の窓口で手続をして、支払ったお金が戻って来るのに2カ月、3カ月かかります。このことが、町内の障害を持つ方々を悩ませています。65歳以上の方々です。

例えば病名で言うと、私の母も患っていたリウマチという病気の方は、リウマチの治療法が進歩していきまして、保険証を使っても1本何万円という注射をしなければなりません。ところが、病気も治っていないのに、そんな方は、退職し年金生活になって、急に大きなお金を準備しなければなりません。また、違う方は、筋肉が弱くなってから、病院だけでなく、役場にもわざわざ手続にタクシーを使って来なければならないという煩わしさが加わります。障害を持って65歳を超えたら仕打ちを受けるような仕組みが、多くの町

内の方々を悩ませています。

この背景には、石川県の心身障害者医療費助成制度の補助要綱が問題となっているのであります。他県では、こんなことをしている県はほとんど見当たりません。こういう状態は大変異常だという認識はお持ちかどうかお聞きいたします。

老人福祉法第2条は「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきたものとして、かつ、豊富な知識と経験を有するものとして敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする」とあります。この精神にも反しているし、また、障害を持つ方々にかかわる諸法規にも反します。一刻も早い改善が求められます。65歳を超えても医療費を病院窓口で支払わなくてもよい制度を求めたいのですが、町長、いかがでしょう。

次に、後期高齢者医療制度についてお聞きします。

4月からの後期高齢者の方々の医療保険料が、平均3倍にはね上がろうとしています。その原因を健康福祉課長にお聞きします。

また、町長には、国の「特例」廃止をやめさせるためにどう働きかけているのかお聞きいたします。

最後に、安倍政権の新農政、TPP、農協改革に対する町長の認識をお聞きいたします。

今、宝達志水町の農業を壊すとんでもない動きがあります。1つは、TPP交渉であります。そのTPP交渉は今、日本政府が交渉に当たって「聖域」にするとってきた米、牛乳、豚肉、乳製品などの農産物重要5品目について、国会決議にも違反した、譲歩に次ぐ譲歩を重ねていることです。米では「TPP特別枠」なるものを設定し、年間5万トン規模の輸入拡大を図ろうとしています。牛肉、豚肉、乳製品でも、関税の大幅引き下げ、一部撤廃を進めようとしています。

しかし、TPP交渉は、日米両政府の思惑どおりには進んでおりません。日本側は、譲歩に次ぐ譲歩をしています。それでもアメリカ側にすれば、「まだ足りない」、こういう状況になっております。アメリカ議会では、大統領にTPP交渉の権限を委ねる「大統領貿易促進権限」、いわゆるTPA法案の提出ができないままです。そして、その成立そのものが予断を許さない状況がアメリカで起こっています。そして、TPP交渉の期限が迫ってきました。5月上旬までに大筋合意できなければ、TPP交渉は漂流すると見られています。

もちろん状況は予断を許しません。大きく言えば、追い詰められているのはオバマ政権

であり、安倍政権であります。日米交渉がいまだに妥結に至らず、12カ国の交渉も難航している背景には、異常な秘密交渉や、市場原理一辺倒のアメリカ型ルールの押しつけに対する途上国政府の反発や、アメリカも含めた参加国国民の反対運動の高まりがあります。わけても、安倍政権のTPP暴走に立ちはだかった日本国民の世論と運動は、交渉に矛盾をつくり出している大きな力となっています。

さて、いま一つ、宝達志水町の農業を壊す動きがあります。安倍政権による乱暴な農協つぶしの動きであります。その第1弾として進めようとしているのが、JA全中、全国農業組合中央会から指導・監督機能を奪ってしまうことです。そのことによってJA全中を事実上つぶしてしまおうというのであります。これは農協つぶしの第1弾であって、事はそれにとどまりません。

安倍政権は第2弾として3つのことをやろうとしていると言われていました。1つは、これまで農産物の共同販売を行ってきた全農を株式会社にしてしまうこと。2つ目は、単位農協から金融と共済事業を分離し、はぎ取ってしまうこと。JAバンク、JA共済を分離してしまう。そして3つ目は、準組合員の農協事業利用を制限する。この3点セットを第2弾として押しつけるというのが、彼らの企てだそうであります。

しかし、そんなことをやれば農協は存続できなくなります。それでは何のためにこんなことをやろうというのか。

安倍政権は、こうした農協「改革」を「日本の農業の発展だ」と言いますがけれども、全国の農協でも、宝達志水町の農協でも「それをやってください」ということを要望している農協は一つもありません。何のためにこんなことをやろうとしているかといえば、農協の皆さん方のTPP反対運動が恐ろしくて仕方がない、特に要となってきたJA全中が目ざわりで仕方がない、だからつぶしてしまえと考えているのであります。

さらに、アメリカと日本の銀行、保険業界、大企業が、今、農協が担っている共同販売、金融、共済という3つの大事な仕事を食べ物にしていこう、ここに狙いがあります。日本の農業のことを真剣に考えているわけではさらさらない。もちろん、農家の皆さんのことを考えているわけでもない。日本とアメリカの大企業のためにTPPを押しつけ、さらに自分たちのもうけ口を増やそう、これが本当の目的です。

こんなことを許せば、事は農協の問題だけにとどまりません。全国どこでも農協は、地域の助け合いの要として大切な役割を果たしています。ガソリンスタンド、農産物直売所、店舗、共済、医療、介護など、地域住民の大切なライフラインとなっているのが農協では

ないでしょうか。農協をつぶせば、町はいよいよ衰退してしまいます。私は、こんなことをやって何が「地方創生」かと言いたいと思います。

今、国連は、協同組合の発展を重視するよう各国政府に働きかけています。国際協同組合連盟は声明を出して、安倍政権の農協制度改革について「協同組合の特質に対する基本的な無理解について深く懸念する」と批判した上で、「日本の協同組合運動は、世界の協同組合運動の中でも特にすぐれたものであり、世界中の協同組合運動が高く評価し、そこから学んでいる」と言っています。

T P P押しつけと一体に、「世界でも特にすぐれている」と評価されている協同組合運動を行う農協をつぶし、農業と農村をつぶして、日米の大企業の食べ物にする。こんな間違った動きには断固として反対し、日本農業を守り、再生させるために、日本共産党宝達志水町委員会も頑張りたいと思います。

安倍政権のT P Pや農協改革に対する町長の認識をお聞きして、一般質問を終わります。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

まず、小規模企業振興基本法についてであります。

昨年6月に公布され、中小企業の活力が最大限に発揮されることの必要性が増大しているとのことに鑑み、小規模企業について、事業の持続的な発展を図るという基本原則に基づいて、円滑かつ着実な事業の運営を適切に支援することを定めております。

御質問にあります小規模企業振興への関与と実態把握についてであります。本町においては、町商工会の経営指導員が日ごろの業務の中で小規模企業の実態把握に努めており、今後も、町と商工会が連携し、情報を共有し、提携しながら、小規模企業に対してどのように関与できるか検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、介護保険について、一般会計からの繰入れで保険料の値上げを中止すべきではないかという御質問でございますけれども、介護保険料は、介護保険法第129条の規定で、介護サービスの給付に要する費用から補助金、交付金等の収入を差し引いた、おおむね3年間通して財政の均衡を保つ必要額となっております。

町が負担する一般会計からの繰入額は、同法第124条で、介護給付費及び予防給付費に要する費用の額の12.5%となっており、法律上、保険料を抑えるための繰入れは予定されておられません。



また、第6期の保険料については、低所得の方に別枠で公費による補助を行い、負担の軽減を図ることとしており、現在の町の財政状況を考慮すると、法定外の繰入れはできないと考えております。

次に、若者定住について、低成長と若者の貧困化のもと、時代に合った若者バックアップ制度が求められているのではとの御質問でございますけれども、本町では、合併後、奨励金の増額など、当該条例に対する条例の一部改正をたびたび実施したところであり、交付実績においては、住宅新築等奨励金が100件、出産祝金が91件となっております。

議員の御提案のあります町内中古住宅のあっせん奨励や改築に対する地元業者による奨励への助成などは、本町では実施しておりませんが、新築に限らず、中古住宅の購入をした場合も同様に奨励金を交付しているところでもあります。また、平成27年度から、地元建築業者を活用した場合には20万円の奨励金上乘せ措置を講じたところでもあります。

次に、雇用促進住宅の買い入れについてであります。町内の2カ所の雇用促進住宅を町が買い入れることは、現時点では、財政的な面を考慮いたしますと難しいというふうに考えております。できないと考えております。

次に、65歳以上の障害を持つ方への医療費の現物給付制度の実現についてであります。本町の障害を持つ方々の医療費の助成につきましては、身体障害者手帳の1級から3級又は療育手帳をお持ちの方を対象とし、医療保険各法の算定による自己負担額の全額を助成しており、障害のある方の医療費助成制度は、子どもの医療費助成制度とは異なり、年齢の上限はございません。

また、県の補助事業分につきましては、石川県の補助交付要綱に基づき事業を実施しており、事業費の2分の1の補助金が交付されております。

助成対象の障害者の方々には、自己負担金の全額を支給している中で、助成方法を「償還払い」から「現物給付」に変更することにより、県の助成金が交付されなくなることから、町の財政状況を鑑みても、現在は変更することは考えておりません。

次に、後期高齢者医療における「特例」の廃止についての御質問であります。後期高齢者医療制度では、国民健康保険と同じように、世帯の所得に応じた保険料の軽減が設けられております。低所得者の均等割の7割、5割、2割軽減などを行うものであります。

しかし、後期高齢者医療制度の実施に当たり、激変緩和の観点から、平成20年度の制度開始以降、毎年、特例措置として、低所得者のさらなる保険料の軽減として、9割、8.5割と、所得割の5割軽減、元被保険者のさらなる保険料軽減として、期限を限定せず、均

等割の9割軽減を実施しております。

この特例措置が廃止になると、例えば単身世帯で年金収入80万円の一般被保険者の石川県の保険料月額、現在、均等割が9割軽減により396円ですが、7割軽減となることから1,188円となります。

国は、医療保険財政が厳しくなる中、社会保険制度を維持するために、高齢者にも負担を求めて、世代間の公平性を高める観点から、特例軽減措置のあり方が議論され、実施時期を含め、段階的な見直しが検討されております。

特例措置の廃止の見通しについては、後期高齢者医療制度は、石川県後期高齢者医療広域連合が保険者として実施していることもあり、町単独ではなく、町長会などを通じて要望していきたいというふうを考えております。

次に、安倍政権の農業政策についてであります。平成25年12月、政府は「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定し、「強い農林水産業」及び「美しく活力のある農山漁村」を実現するため、「担い手への農地集積」、「米の生産コスト削減」などを目標として施策を展開し、「農協改革」、「TPP交渉」などで内外の構造改革を一体で進めていくことにより、日本の競争力を高めていくことと述べておりますが、先行きが不透明なところもあり、動向を注視していきたいと考えております。

町といたしましては、米価下落等の農業を取り巻く厳しい状況の中、地域創生の観点から、また、町の農業振興を図るため、国、県等の動向を注視し、関係者によるブランド化、販路拡大のためのワーキンググループの設置、地域おこし協力隊の活用等により、米をはじめとした町農産物や特産品の高付加価値化、販路拡大に取り組んでいきたいと考えております。

また、圃場整備事業等による農地の大区画化の推進や、農地中間管理機構の活用、多面的機能支払や中山間地域等直接払による地域の共同活動の取り組みの推進を図り、担い手の育成、集積及び農地の保全、耕作放棄地の解消に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、細部につきましては所管の課長から御説明させます。

○議長（林 一郎君） 企画振興課長 近岡和良君。

〔企画振興課長 近岡和良君 登壇〕

○企画振興課長（近岡和良君） 小島議員の御質問にお答えします。

まず、小規模企業振興基本法という中での1点目の御質問に対してでございますけれど

も、小規模企業とはどう規定されているのか、それと、本町の役割についての御質問であったかと思えます。

小規模企業とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人以下の事業所と規定されております。本町では、平成26年4月1日現在で、商工業を営む599事業所のうち543事業所が小規模企業であり、全体の90.7%を占めております。従業員数は1,425名であります。この9割を占める小規模企業は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在であると思っております。

2点目の地方公共団体の責務についてでございますけれども、小規模企業振興基本法第7条においては、地方公共団体は、基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じて施策を策定し、及び実施する責務を有する。また、小規模企業が地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じ、自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることについて、地域住民の理解を深めるよう進めなくてはならないと規定されております。

3点目の、小規模企業振興基本法では、産業の空洞化や内需不振が長引く中、事業継続していること自体を評価しておるが、このことに対する町の認識、考え方であろうかなと思っております。

小規模企業は、経済社会の構造的変化の影響を受けやすく、事業者数の減少、売上げ減少が進んでおります。そこで、これまでの中小企業基本法の中で、中小企業と同じ枠組みでしか施策の利用ができなかった小規模企業を、小規模企業振興基本法の中で、新たな枠組みで定義し、「事業の持続的発展」を基本原則として位置付けております。この事業の持続的発展の位置付けがなされたことにより、小規模企業だけが利用できる施策も創設されており、期待もしておるところでございます。

次に、町内の空家の現状と対策とその展望についてということでございますけれども、本町では、平成22、23年度に、緊急雇用創出事業を活用し、町内にある空家の有効活用を視野に入れた状況調査を実施し、そのときの空家の件数は184件でございました。

今後、定住促進を図るにおいて、空家は有効な地域資源ではありますが、以前の調査を踏まえ、その有効な活用方法等については、改めて、町の総合戦略の中で、現在、町が置かれた厳しい財政状況の兼ね合いの中で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 住民課長 村井一隆君。

〔住民課長 村井一隆君 登壇〕

○住民課長（村井一隆君） 小島議員の御質問にお答えします。

若者定住についての御質問ですが、まず、住宅奨励金の受給者の平均世帯の年収についてでございます。若者等定住バックアップ条例施行規則第2条において、対象者についてその規定が明記されております。

その中では、新築等奨励金の交付対象住宅を取得し、又は入居した者については、町外から本町に転入し、かつ、本町の住民基本台帳に記載された者、また、本町に住民票を有し、かつ、申請日現在の年齢が40歳未満の者であり、かつ、町税等に滞納がない者と規定されております。また、申請人において、不動産登記の持ち分が2分の1以上でなければ対象とならないとなっております。さらには、対象となる住宅が建て替えによるもので、世帯員全員が転居した場合は対象者とならないと規定されております。

このことから、住宅新築等奨励金については、転入、転居及び年齢などの交付要件を規定しておりますが、議員お尋ねの件であります、受給者の世帯年収については、交付対象者の要件としていないことから、世帯年収の把握はしておりません。

次に、新築購入における受給者の動機であります。アンケート調査では、地元に戻り生活をしたかったから、また、適切な住宅購入のため、自然環境が良かったから、親や知人などが近隣にいたから、住宅を建てる土地があったからなどが主な理由となっております。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 健康福祉課長 村井仁志君。

〔健康福祉課長 村井仁志君 登壇〕

○健康福祉課長（村井仁志君） 私からは、介護保険と65歳以上の障害者医療について、小島議員の御質問にお答えいたします。

まず、介護保険についてでございますが、介護保険料の第6期の基準月額の県内の状況でございますが、一部、新聞報道されたものや、事務担当者間で得た近隣市町の情報はございますが、保険料の改定は議会での議決を要し、県内市町では現在審議が行われているところであり、今この場で状況を公表できるものはございません。

全国平均につきましても、第6期の保険料を集約、公表されたものはまだございませんので、御了承願います。

次に、第6期の本町の介護保険料の基準月額につきましては、第5期の5,700円から6,400円へ改定を予定しており、700円の増額となります。

平成26年度の老齢基礎年金が満額77万2,800円の方で、世帯全員が町民税が非課税の場合、所得段階は、年金収入等が80万円以下の第1段階となり、月額保険料は2,880円となります。年額では3万4,560円で、第5期と比較すると年間で360円、月額で30円の増額となります。

今回の保険料の増額改定は、高齢化が進展し、要介護認定者の増加により、介護サービスの給付費が年々膨らんでいる状況から鑑みますと、介護保険のみんなで支え合うという制度の趣旨から、利用が増えれば保険料が上がることは致し方ない面があると考えております。

そこで、低所得者への配慮といたしまして、所得による区分の第1段階の方は、負担割合が基準額の5割であります。今回、公費を投入し助成をすることで0.5割引き下げ、基準額の4.5割負担とし、軽減を図るものでございます。

また、平成29年度からは公費助成による軽減幅を拡充し、第1段階の方は基準額の4.5割負担を3割負担に、第2段階の方は基準額の7.5割負担を5割負担にそれぞれ割合を下げて負担軽減を拡大する予定でございます。そうすることで、低所得の方の保険料は、今、第5期の保険料よりも年間1万円余り安くなりますので、御理解いただけるものと思っております。

次に、一般会計からの繰入れが可能との厚生労働大臣の答弁についてでございますが、平成14年3月の参議院、厚生労働委員会で、坂口厚生労働大臣が「はみ出しているからだめだと、やめろとまでは言っていない。しかし、そういうことを奨励しているわけではありません」との答弁があったことは承知しております。このときの答弁の内容からは、一般会計からの繰入れは慎んでいただきたいとの趣旨であると認識しております。

次に、65歳以上の障害者医療についてでございます。

助成の方法で、65歳以上の方が「償還払い」となっている理由といたしましては、議員御指摘のとおり、石川県の「心身障害者医療助成事業費補助金交付要綱」において、「補助対象者が65歳以上の場合にあっては、償還払いにより、助成した額に限る」と規定していることによるものでございます。町単独事業分におきましても、この取扱いに準じて行っております。

障害をお持ちで65歳以上の方が、役場などの窓口に出向かれて手続をするのが大変であ

るとの御指摘でございますが、そのことにつきましては承知しておりますが、御家族、施設職員などによる支援をいただいている例も多く、また、請求の時効を2年間としておりますことから、数カ月分をまとめて提出されている方も多数おいでますし、郵送による申請も可能でございますので、今のところ皆さんには何かと御理解をいただいていると思っております。

最後に、県内市町の状況でございますけれども、平成26年度の身体障害者、知的障害者への医療費助成事業について確認したところ、65歳以上の障害者医療助成について、「現物給付」を実施している自治体はございませんでした。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 10番 小島昌治君。

〔10番 小島昌治君 登壇〕

○10番（小島昌治君） 2つだけ再質問させてください。

中小企業政策の件ですが、商工会の経営担当者と一緒にやっていくということなんですけれども、商工会というのは、先ほど企画振興課長が言われたように、商工会には小企業540社でしたか、おられるわけじゃないでしょう、543事業所の方が全部入っているわけじゃないんですよね。ですから、何が必要とされているかというのを具体的に面談みたいな形で、私は、実態調査を行う必要があると思うんです。

というのは、今年は国勢調査の年ですよ。国勢調査の年で、どうせ回ったり行かなければだめなんですから、国勢調査のときにこの小規模企業の方々の悩みや要望をお聞きする。商工会に恐らく任せたら、商工会は商工会だけでしょうから、そこからはみ出たところの方々は本当にその国勢調査を利用していくと、こういうやり方があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

それともう一つは、65歳以上の方々の医療費、65歳になったらお金が急にかかるとなってしまうということで、一回病院で出す金額が、先ほど言ったように、でかいんですよ。でかい方がおいでるんですよ、保険を使っても。リウマチの注射なんて、1本3万5,000円とか4万円、5万円とするときもありますから、これはやっぱりちょっと改善していかなければだめだなと思っているんです。それが2カ月、3カ月もためて出すとなると、やっぱり生活にかかわってきますので。

実は輪島市では自動償還制度というのをやっていますよね。それをやると医療機関から役場のほうに通知とか請求書が来て、65歳以上の人は、そこに掛かっても、お金を一旦払

うけれども、すぐに連絡がたって、領収書とかがあって、ちゃんと役場にすぐ、なるべく早く自動償還してくれる。その人の通帳の番号を役場に教えておく。課に教えておく。そういうやり方を輪島市ではしているし、そうやると、県の、先ほど言いましたように、補助要綱に抵触することはないんですよ。そういうやり方をしていますので、ちょっと工夫されたらどうかなと思っておるんです。

子どもの医療費病院窓口で無料制度のときも、やっぱり私、県へ行って、知事交渉をずっとこの間、24年間繰り返してきておるんです。私だけじゃないですけども、ここにおる議員の皆さん方も決議を上げて、それで、全体で子どもの医療費病院窓口無料制度というのを勝ち取ったんですよ。

やっぱりそういう取り組みもしていきたいと思いますから、それまでのつなぎとして自動償還制度というのをぜひやっていただきたいなど。その間にまたどんどん県との交渉を繰り返して、実現のための手助けをしていきたいと思いますので、いかがでしょう。

この2点です。

○議長（林 一郎君） 企画振興課長 近岡和良君。

〔企画振興課長 近岡和良君 登壇〕

○企画振興課長（近岡和良君） 小島議員の再質問ということで、中小企業の関係での御質問にお答えをいたします。

599の事業者のうち543が、今、小規模企業ということで、商工会から数字を聞いております。先ほどおっしゃられる、その国勢調査で全てを把握すればどうかというような御質問であったかと思いますが、なかなか全ての事業所を対象にアンケート調査をするというのは大変難しいように思っておりますので、今、商工会のほうで加盟されておる小規模企業者、ほとんどといえますか、大きな割合の中で加盟されておると思っておりますので、商工会のほうで今の実態把握をしていただいて、そのアンケートといえますか実態把握によって、今後対応、検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 健康福祉課長 村井仁志君。

〔健康福祉課長 村井仁志君 登壇〕

○健康福祉課長（村井仁志君） 小島議員の再質問にお答えいたします。

輪島市の自動償還払いという、その制度については、ちょっと実態を調べてみないとわかりませんが、輪島市の市内の医療機関という限定があったり、その辺、本町の場合

合ですと、広域的な医療、そういった医療機関との関係もございますので、その点は少し研究させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 以上で、通告のありました一般質問が全て終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

#### ◎議会改革特別委員の選任

○議長（林 一郎君） 次に、日程第49 議会改革特別委員の選任の件を議題といたします。

議会改革特別委員会委員の欠員による選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、議長の指名によることになっておりますので、私のほうから指名いたします。

議会改革特別委員会委員に守田幸則君を指名いたします。

委員会組織のため、暫時休憩いたします。

午後 2 時20分休憩

午後 2 時25分再開

○議長（林 一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの休憩中に議会改革特別委員会が開催され、欠員となっている副委員長が互選されましたので、御報告いたします。

議会改革特別委員会副委員長 守田幸則君。

以上のおりであります。

#### ◎議案の委員会付託

○議長（林 一郎君） お諮りします。議案第1号から報告第1号までの議案39件、報告1件は、議案付託表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第1号から報告第1号までは、議案付託表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することに決定いたしました。



◎休会の議決

○議長（林 一郎君） お諮りいたします。委員会審査のため、明3月7日から3月15日までの9日間を休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議ないものと認めます。したがって、明3月7日から3月15日までの9日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（林 一郎君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回は3月16日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時26分散会

平成27年3月16日（月曜日）

◎出席議員

2番	寶達典久	8番	北本俊一
3番	久保喜六	9番	金田之治
4番	土上猛	10番	小島昌治
5番	柴田捷	11番	北信幸
6番	林一郎	12番	近岡義治
7番	守田幸則		

◎欠席議員

なし

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	岡田正人
主任	燕啓介

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	津田達
副町長	中谷浩之
教育長	勝二信隆
総務課長	米谷勇喜
危機管理室長	越野好則
情報推進課長	松原富美男
財政課長	松浦敏昭
企画振興課長	近岡和良
企画振興課長 (総合計画担当)	松栄忍
住民課長	村井一隆

税務課長	村井康志
健康福祉課長	村井仁志
こども家庭室長	藤井弥生
農林水産課長	一家剛
地域整備課長	谷川弘一
学校教育課長	中村努
学校教育課長 (管理指導担当)	荒井一彦
生涯学習課長	安達大治
文化財室長	村井伸行
会計課長	定免敏彦
志雄病院事務局長	高畠信夫

#### ◎議事日程

- 日程第1 委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 討 論
- 日程第4 採 決
- 日程第5 各常任委員会、議会運営委員会の閉会中の継続調査

◎開 議

○議長（林 一郎君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、3月6日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員長報告

○議長（林 一郎君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

先に各委員会に付託いたしました議案の審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、病院運営特別委員長 金田之治君。

〔病院運営特別委員長 金田之治君 登壇〕

○病院運営特別委員長（金田之治君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る3月10日、病院運営特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では「志雄病院の医療機械器具設備」や「押水クリニックに係る償還元金」など、多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から詳細にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案5件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、「予定されている志雄病院建設に当たり、地域住民の期待に応えられる病院づくりを目指して取り組まれない」との意見が出されました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げます。病院運営特別委員会委員長報告といたします。

○議長（林 一郎君） 次に、教育厚生常任委員長 久保喜六君。

〔教育厚生常任委員長 久保喜六君 登壇〕

○教育厚生常任委員長（久保喜六君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る3月9日に、教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では「在宅医療・介護連携推進事業」や「公害対策事業」、「管外保育委託事業」など多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案26件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、専決処分の報告1件は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、

1、魅力あるまちづくりを目指し、若者定住、少子化・子育て支援事業及びスポーツ・教育の振興に全力を挙げて今後も取り組まれない。

2、各種保険の予防事業については、受診率を高めるよう継続し努力されたいとの意見が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げて、教育厚生常任委員長報告といたします。

○議長（林 一郎君） 次に、総務産業建設常任委員長 柴田 捷君。

〔総務産業建設常任委員長 柴田 捷君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長（柴田 捷君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る3月12日に、総務産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

当委員会では、「交通安全対策費」や「農地集積・集約化対策事業」、「地域おこし協力隊事業」などに関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案11件はいずれ

も原案のとおり可決すべきものと決定し、専決処分の報告1件は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において「予算執行に当たっては、早急に、かつ、業務内容に精通した対応を心掛けられたい」との意見が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げます。総務産業建設常任委員長報告といたします。

○議長（林 一郎君） 以上で委員長報告は終わりました。

#### ◎委員長報告に対する質疑

○議長（林 一郎君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 質疑がないようでございますので、これで委員長報告に対する質疑を終了いたします。

#### ◎討 論

○議長（林 一郎君） これから議案全般にわたっての討論を行います。討論はありませんか。

10番 小島昌治君。

〔10番 小島昌治君 登壇〕

○10番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、平成27年度の予算案及び平成26年度補正予算案及び条例改正案の議案39件と専決処分1件について、14議案に反対し、その他の25議案、1報告については賛成及び承認いたします。

反対する議案は、平成27年度一般会計予算案、同国民健康保険特別会計予算案、同後期高齢者医療特別会計予算案、同介護保険特別会計予算案、同上下水道事業会計予算案、平成26年度一般会計補正予算案、議案第25号 介護保険条例の一部改正案、議案第30号 保育所条例の一部改正案、議案第31号 保育料徴収条例の一部改正案、議案第34号 地方教

育行政の組織及び運営に関する条例改正案、議案第35号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例案、議案第36号 小学校及び保育所統廃合検討委員会条例案、議案第37号 体育施設条例の一部改正案であります。以下、反対討論いたします。

国民の実質賃金が19カ月連続して下がり、労働者の中で年収200万円以下の非正規の雇用者が1,100万人を超えております。アベノミクスという経済政策の理論は「大企業を潤す経済政策を行えば、そのおこぼれが中小企業や庶民にまでしたたり落ちてくる」というものですが、それが実態としても理論的にも誤っていたことが今日明らかになっています。

確かに資本金10億円以上の日本の大企業は、史上空前の利益を上げています。大きな株を持つ大資産家は資産を増やしています。一方で我々庶民は、円安や金融緩和などで苦しめられているのが現状です。

OECDや国連、そしてノーベル経済学賞を受賞した経済学者も、その経済政策の誤りを指摘しています。そういう警鐘にもかかわらず、日本の政府は、社会保障の削減と大企業への税金投入、そして過去最高額の軍事費という誤った経済政策と国策に基づく施策を実施し、2015年度も国民を襲おうとしています。その中で地方自治体は、国の悪政から住民を守るとりでの役割が求められます。

宝達志水町の平成27年度一般会計予算案は、子どもの医療費の病院窓口での無料化を10月から実施するための予算を計上し、保育料の2人目からの無料化、65歳以上の方々の肺炎球菌ワクチンの接種への助成など、子育て支援と高齢者の方々の健康を守る取り組みへの前進が認められる予算であり、評価するものであります。

一方、地方交付税の合併算定の特例が終わる合併15年後に向けて、つまり、3億円の地方交付税交付金が減らされると推計される15年後へ向けて、合併後、使用料や手数料の引き上げや福祉の施策の削減、公共施設の統廃合が行われてきました。

また、人件費の削減として行われた、役場職員の方々の余りにも多過ぎる削減は、さまざまな住民の困難の現場に向いて要望を聞いて調査し、その要望実現のために住民とともに解決するという地方自治の本来の姿が少なくなるという欠点を抱えることにもつながっております。議員の削減もしかりです。合併時から町職員は68人削減され、約4億円の人件費の削減がなされています。余りにも行き過ぎた人件費の削減や公共施設の統廃合、加えて、行き過ぎた起債の繰上償還を改めるべきであります。

また、今回更新すべき、地域防災の要となる消防分団のポンプ車が、その不具合を消防団員から指摘されているにもかかわらず、更新しないのは大問題です。一刻も早い更新を

求めます。

次に、国の政策との関わりですが、高齢者の方々はこれまで以上に、国の施策によって、病院に入院を続けられなくなる仕組みがつけられるのと同時に、介護の制度からも引きはがされる施策が行われます。入院している方でも介護施設におられる方も、地域の介護力が充実していなくても在宅へ追いやるとするのは、国の方針であり予算であります。

そのこととの戦いと同時に、在宅医療や在宅介護を充実させるための、医師をはじめとしたスタッフの数の充実が求められています。これまでは「余った予算は真っ先に繰上償還に」がまかり通ってきました。全ては間違いとは言えませんが、町民の近い将来の危機へ向けての対応を具体的に充実させるなど、バランスの取れた財政運営を行うべきであります。

後期高齢者医療制度は、一般質問でも指摘しましたが、低所得者の保険料を引き上げるものとなっています。よって、反対いたします。

平成27年度国民健康保険特別会計予算案についてですが、支払いたくても、余りにも高過ぎて支払い切れない国民健康保険税を改めるべきであります。まして、滞納のほとんどの原因が「高過ぎる保険税」にあるのに、滞納を理由とした保険証の短期化は改めるべきであります。納税というのは、大事な国民の義務であり権利であります。一人一人の税の滞納者がどこで困っていて、その結果、税の滞納となっているのかの実態把握が求められます。そして、それに基づく保険税の町独自の減額免除の制度を求めるものであります。

平成27年度上下水道事業会計予算案についてですが、手取川からの県水の料金単価が町の水道料金の高さの原因ですが、水道料金の引き下げを求めます。そもそも宝達山などから川や地下水が豊富にありながら、それを利用できなくさせている原因の一つである責任水量制の問題の解決も求めます。また、来るべきときに備え、旧志雄町と旧押水町との水道管の本管をつなげる研究を求めるものであります。

議案第25号の介護保険条例の一部改正案ですが、料金徴収の累進性を高めたことは、大きく評価するものであります。さらに累進性を高めることを求めます。しかし、保険料の値上げは問題であります。

議案第34号、35号の保育所条例及び保育料徴収条例の改正についてであります。

保育は、児童福祉法第24条1項に「市町村は保護者から申し込みがあったときは、それらの児童を保育しなければならない」とあります。「市町村に保育の実施義務がある」、これは今年3月5日の厚生労働省の高階政務官が答えている答弁であります。保育に関す



る制度の大きな改正がありました。この基本は変わっていません。質疑で町長が答弁された議案第30号の解釈を改めることを求めます。

また、議案第31号の保育料の徴収条例の改正についてですが、基本的には保育料金の引き上げです。反対します。条例でなく規則には「2人目からの保育料金の無料化」を規定しています。これには賛成するものですが、今回の議案第31号にはそれが含まれていません。

議案第34号、35号の教育委員会についての議案ですが、政治家でもある町長が教育長を任免するのではなく、教育委員会で教育長や委員長を選ぶべきです。教育は政治の場から分離することが重要です。

議案第36号の小学校や保育所の統廃合検討委員会条例についてですが、この条例案は、統廃合が前提の委員会であります。あらゆる住民の意思が正しく反映される保証のない条例案となっています。住民の同意をどう図るのか、住民投票条例との関わりなどを示す具体的な項目が求められます。

議案第37号 体育施設条例の一部改正案についてですが、「押水運動公園野球場の用途を変更しないでほしい」、「志雄運動公園テニスコートをなくさないでほしい」という要望も聞かれます。廃止や用途変更への住民合意を求めるものであります。

以上。

○議長（林 一郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

## ◎採 決

○議長（林 一郎君） これより採決に入ります。

議案第1号 平成27年度宝達志水町一般会計予算を採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決でございます。議案第1号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数でございます。したがって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第2号 平成27年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第2号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第3号 平成27年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第3号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第4号 平成27年度宝達志水町介護保険特別会計予算を採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第4号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第5号 平成27年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算及び議案第6号 平成27年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算

の議案2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第5号及び議案第6号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第5号及び議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第7号 平成27年度宝達志水町水道事業会計予算及び議案第8号 平成27年度宝達志水町下水道事業会計予算の議案2件を一括して採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第7号及び議案第8号の議案2件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、議案第7号及び議案第8号の議案2件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第9号 平成27年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第9号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第10号 平成26年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第11号 平成26年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）から議案第14号 平成26年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第3号）までの議案4件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第11号から議案第14号までの議案4件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第11号から議案第14号までの議案4件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第15号 平成26年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）から議案第18号 平成26年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第4号）までの議案4件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第15号から議案第18号までの議案4件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第15号から議案第18号までの議案4件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第19号 宝達志水町若者等定住バックアップ条例の一部を改正する条例についてから議案第21号 宝達志水町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例についてまでの議案3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第19号から議案第21号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第19号から議案第21号

までの議案3件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第22号 宝達志水町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例についてから議案第24号 宝達志水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての議案3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第22号から議案第24号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第22号から議案第24号までの議案3件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第25号 宝達志水町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第26号 宝達志水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてから議案第29号 宝達志水町保育の実施に関する条例を廃止する条例についてまでの議案4件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第26号から議案第29号までの議案4件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第26号から議案第29号までの議案4件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第30号 宝達志水町保育所条例の一部を改正する条例について及び議案第31号 宝達志水町保育所保育料徴収条例の一部を改正する条例についての議案2件を一括して採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決でございます。議案第30号及び議案第31号の議案2件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、議案第30号及び議案第31号の議案2件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第32号 宝達志水町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について及び議案第33号 宝達志水町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についての議案2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第32号及び議案第33号の議案2件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第32号及び議案第33号の議案2件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第34号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてから議案第37号 宝達志水町体育施設条例の一部を改正する条例についてまでの議案4件を一括して採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第34号から議案第37号までの議案4件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、議案第34号から議案第37号までの議案4件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について及び議案第39号 町道路線の認定についての議案2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第38号及び議案第39号の議案2件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第38号及び議案第39号の議案2件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、報告第1号 専決処分の報告について、専決第11号 平成26年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認でございます。報告第1号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、報告第1号は委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（林 一郎君） 次に、発議第1号 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立少数です。したがって、発議第1号は否決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、発議第2号 宝達志水町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎各常任委員会、議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（林 一郎君） 次に、各常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（林 一郎君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたします。

会議を閉じます。

平成27年第1回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後2時40分閉会



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 林 一 郎

署名議員 守 田 幸 則

署名議員 柴 田 捷